

会議録・平成24年9月11日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 平成24年9月3日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 9月11日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	阪井勇男	2番	松本忍
3番	奥山幸洋	5番	上田清
6番	綿民和子	7番	田辺泰宏
8番	間宮一彦	9番	乾健郎
10番	辻井成人	11番	田邊ひとみ
12番	土屋吉昭	13番	江京子
14番	伊豆千夜子	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	中井幸充	副町長	寺前和彦
教育長	西岡恵三	総務課長	北岡和成
防災企画課長	中谷英樹	税務課長	浅尾恵次
人権生活環境課長	西口竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者 (兼)会計課長	乾恵子	長寿健康課長	小池弘紀
農水商工課長 (兼)農業委員会事務局長	石田茂樹	まち整備課長	沼田昌久
		上下水道課長	潮谷剛
斎宮跡・文化観光課長	西口和良	教育委員会 教育課長	西田一成

文化財保存 中野 敦夫
活用監

人権啓発推進監 中瀬 行久

土地利用調整監 三上 光典

1. 会議録署名議員

3番 奥山 幸洋

5番 上田 清

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1. 6番 綿民 和子議員

2. 11番 田邊 ひとみ議員

3. 7番 田辺 泰宏議員

4. 13番 江 京子議員

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） では、改めましておはようございます。

ただいまから会議に入らせていただきます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第3回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名につきまして」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

3番 奥山幸洋 議員

5番 上田清 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(北岡 泰) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいております、5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付しておりますので、後ほど、ご覧ください。

次に、請願を4件受理しております。

この取扱いにつきましては、9月7日に開催をいたしました、議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、教育厚生常任委員会に

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第4号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める
請願書

請願第5号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め
る請願書

請願第6号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実
を求める請願書

を付託し、ご審議をいただくことになっており 以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成24年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を11日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように国政におきましては、大きな改革であります社会保障・税一体改革関連法案が可決成立をいたしました。消費税は、世界に誇るべき我が国の社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも安定的な財源をしっかりと確保していくという考え方のもとに、社会保障目的税として捉え、広く国民の皆様にご負担をいただくという趣旨であります。町としましても消費税の仕組みから、歳入として恩恵を受ける部分と歳出面では新たな負担が生じる部分があり、将来の予算に与える影響も考慮していく必要があります。何よりもこの消費税が年金、医療、介護、さらには少子化対策へと還元され、各種政策の財政基盤の安定化に寄与するものであってほしいと願うものであります。

国の平成25年度予算の概算要求は、経済成長と財政健全化を車の両輪として、日本再生戦略を踏まえ、経済の再生にむけた予算の組み替えを行うとともに、防災減災対策には重点的に配分されるとのことです。また、地方財政計画は、平成24年度、25年度、26年度までの3カ年を踏襲する形で立てられるとのことでもあります。

町におきましても、9月3日に幹部職員及び関係職員を対象に平成25年度当初予算説明会を開催し、新年度に向けたまちづくりへの思いや予算の考え方を

伝えたところでございます。特に新年度予算は、衆議院の解散含みで国の方向性において不透明な部分があることや、今日の不安定な社会経済情勢など、町の行政運営を取り巻く見通しは極めて厳しい状況であります。最少の経費で最大の効果を得ることを念頭に、まちづくりの基本であります第5次総合計画を着実に進められるよう予算編成を行うよう指示したところであります。

それでは、6月定例会以降本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

6月17日、著書「釜石の奇跡」で知られる片田敏孝群馬大学教授を招き、大淀小学校と下御糸小学校で防災講演会を開いたところ、多くの町民の皆さんにご参加をいただきました。私も聴講しましたが、想定外の津波を生き抜いた釜石の子どもたちが示した「たとえ一人であっても自分の判断で逃げる」とい主体的な行動力がいかに大切かを痛切に感じました。明和町においても、地域の皆さんと津波からの避難のあり方などを話し合い、その結果を具体的な計画や対策につなげていく必要があると強く受け止めさせていただきました。

6月の22日に民主党三重県連地域戦略局長の森本哲生衆議院議員にお会いをして、町の事業で、国の平成25年度予算に関係する事業等について補助金や交付金の増額、予算の確保など18項目について陳情をいたしました。

陳情の項目は主に、地方交付税の財源確保をはじめ新規事業の採択や継続事業の予算確保などで、災害対策では、東海・東南海・南海地震に備えた海岸河川堤防等構造物の早期整備や改修を強く要望をしました。ほかに、農業関係ではパイプライン化、漁業関係では下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業、社会資本整備関係では伊勢湾西南海岸の堤防改修、狭あい道路整備事業、宮川流域下水道事業、農業集落排水事業など、さらに文化財・教育関係では、教育施設整備や史跡斎宮跡整備事業の財政支援もお願いをいたしました。

6月29日、株式会社菊川鉄工所さんが所有する佐田・斎宮地内の土地4万1,644㎡を町が多気東部土地開発公社を通じて、公共施設用地として買い取ることで正式に契約を交わし、同公社で管理することとしました。町としましては

活用方法を検討していくこととしておりますが、JA多気郡さんから、本店用地の確保についての申し入れもあり、このことを含めて当該土地の望ましい活用の方法を検討することとしています。

6月26日から7月5日にかけて、各地区のコミュニティセンターで地区別自治会長会を開催し、5月末の全町自治会長会でいただいた要望や質問に対して、それぞれ回答をいたしました。その内容は、信号機の設置など交通安全施設や国道、県道の改修整備が主なものでございますが、現地調査も行い、町で解決できるものは早速に実施するとお答えをし、県や国に対する要望は、関係部署へ早急に要望すると説明をいたしました。

このことを受けて7月26日には、信号機設置を含む交通安全対策について、松阪警察署長とお会いをし、町内各所の要望箇所を一つひとつ説明し、危険を訴えました。信号機設置につきましては、既存道路の新設は大変難しいとのことですが、悲惨な交通事故を防止する要の設備であることから、何とか一箇所でも早期に実現できるようお願いしたところです。また、8月8日には、三重県松阪建設事務所長に対して、県道及び河川の整備推進について要望をさせていただきました。主に県道の道路整備や側溝整備、河川堤防の早期改修をお願いしたところ、明和町の現状や課題はよく理解されており、財政的には大変厳しいとのことでしたが、緊急性の高い順に整備をしていくとお話をいただきました。

今年も8月の20日から町内の事業所19社を対象に企業訪問することとしました。三重県経済は、先行きは不透明感も存在すると見込まれ一向に上向く気配が見えない経済状況である、との景気判断ではありますが、各事業所の現状をお聴かせいただき、町や県に対する意見や要望も併せてお伺いをし、その上で支援できる対策がないかなどを調査、研究することを目的としており、これからも引き続き取り組んでまいります。

映画「エクレールお菓子放浪記」は、実行委員会方式で7月21日に中央公民館で上映をいたしました。3回の上映で728名の入場者がございました。

困難な時代を生き抜く主人公、そして子どもたちに夢と希望を持って成長してほしいとの願いを込めた映画で、鑑賞いただいた皆さんに様々な感動を届けることができたと思います。また、入場料の一部を東日本大震災復興支援の義援金として寄付させていただきました。改めて、全ての関係者の皆さんにお礼を申し上げます。 明和の夏の風物詩、大淀地区の伝統行事である大淀祇園祭と花火大会が7月28日に繰り広げられました。好天に恵まれ、子どもみこしをはじめ、勇壮な山車の曳き回し、海上渡御、そして夕刻からの花火大会に多くの見物客が詰め掛けました。江戸時代から 250年続く伝統行事ですが、関係者の皆さんのご苦勞に対し、深く敬意と感謝を申し上げる次第です。

7月中に平成25年採用予定の町職員の募集を行ったところ、応募者の状況ですが、事務職は募集4人に対し45人、保健師は募集1人に対し7人、文化財技師は募集1人に対して5人、社会福祉士は募集1人に対して2人の応募がありました。試験日程は9月16日に第1次試験として県下統一の筆記試験を実施、10月28日には第2次試験として面接試験を行い、11月中には採用者を決定していくこととしております。これらの職種の中でも、事務職は11倍を超える応募となっております。

8月4日、群馬県明和町のスポーツ少年団が来町し、当町スポーツ少年団明和エアージャムの子どもたちと、ミニバスケットボールで親善交流試合を行いました。群馬県明和町とは平成11年6月に友好提携し、その後も物産交流や人的交流を続けています。また、8月2日から5日にかけてドイツのスポーツ少年団青年指導者の一行が来町し、各地で町民の皆さんと交流をされました。町からも、ささやかながら記念品をお渡しし、歓迎をいたしました。このような交流事業が、人と人の絆を深めるきっかけになり、ひいては地域づくりにつながることを期待するところであります。

この夏も小学生のスポーツ少年団をはじめ、中学・高校・一般の各種競技で全国大会へ出場する選手が多くあり、町からそれぞれ激励をいたしました。町内スポーツの振興は、選手の皆さんの日ごろの練習はもちろん、指導者の皆さん

んの熱心なご指導やご家族の支えがあってこそ実現できたものと思います。改めて、関係者の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

8月27日、エネルギー施策と災害をテーマに議員派遣研修が行われ、私も同行させていただき中部電力浜岡原子力発電所を見学しました。原発事故の早期収束とエネルギー政策をどうすべきかなど国を挙げた議論が続いておりますが、本町にとりましても、極めて重要な課題であると受け止めさせていただいた次第です。

8月28日には、知事との1対1の対談を行いました。町の政策課題となっている事業の現場を中心に、知事とともに視察いたしました。県が進める地域資源を活用した産業振興として、町の伝統産業である御糸織りの工場、平成26年度の完成を目指して整備中の史跡齋宮跡東部整備事業の現場、浚渫・掘削工事が望まれる笹笛川立山橋付近の河川の状況に加え、県などが所有する大仏山の土地利用について、町の課題等も申し上げるとともに、各事業の早期実現に向けて取り組んでいただくよう要望いたしました。

平成33年秋に開催する第97回国民体育大会・三重大会の国体準備委員会を立ち上げるための設立総会が8月31日、四日市市で開かれましたので、私も出席をいたしました。国体は、スポーツの精神を高揚し、地域スポーツの振興はもとより、国民の健康増進と体力増進、そして文化の発展に寄与するものであります。町といたしましても、本大会を成功させるために町民の皆様や関係者の皆様とともに、開催準備に参画してまいりたいと思います。

9月8日には、齋宮跡東部整備地北側で町が再整備を予定しているエリアの性格を究明するために、観光協会事務所等の北西箇所で行った発掘調査の現地説明会を開催しました。説明会には大勢の方にお越しいただき、発掘成果を披露することができました。また、この現地説明会の前には、齋宮跡の植栽活動として、齋宮跡植栽計画推進委員会の呼びかけで、関係者をはじめ、ボランティア団体や地元の皆さんにより、菜の花の種蒔きやコスモス畑の雑草取りが行われました。

今月、9月17日は敬老の日ですが、長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、町内高齢者の皆さんを訪問し、長寿のお祝いをさせていただくこととしました。当町の最高齢者は103歳の女性の方で、今年度100歳を迎えられる方4名、同じく夫婦共に88歳以上になられたご夫婦10組の方々に長寿のお祝い状と記念品をお渡しいたします。併せて、今年77歳、88歳、99歳になられた方々にも記念品を贈呈し、80歳以上の皆さんには、昨年に引き続き全員に記念品を贈らせていただきます。また、敬老の日のささやかな気持ちとして、65歳以上の方々に9月17日の敬老の日と10月7日に開催します敬老福祉大会の当日は、終日町民バスを乗車無料とさせていただく予定です。

毎年、お祝いさせていただく高齢者の皆さんは、元気で達者な方も寝たきりの方もおみえになりますが、それぞれ一日一日をいきいきと過ごせるように地域単位での生きがいの場づくりなど、地域福祉施策を充実させていく必要があると受け止めております。

以上、主な事項の報告とさせていただきます。

次に本定例会の上程議案につきましては、工事請負契約の締結案件が2件、条例の一部改正が2件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、平成24年度一般会計補正予算ほか3つの特別会計補正予算、そして、平成23年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

最後になりますが、東日本の震災から1年半が経過をしました。改めて被災で亡くなられた方々のご冥福と被災地の1日も早い復興を願ってやみません。震災からの復興、原発事故に伴うエネルギー危機、経済的には長引く円高、混迷する国会情勢など、景気も政治も先行き不透明感が続く今日ですが、今後とも町民の皆さんが日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、総合計画に定める将来像、「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな和のまち明和」を目指して、誠心誠意努力してまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

それでは、地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、多気東部土地開発公社の報告をさせていただきます。お手元の資料、多気東部土地開発公社報告の資料をご覧くださいと思います。

去る平成24年 6 月18日、多気町において平成24年度第 2 回理事会が開催され、平成24年度補正予算案が審議され、原案どおり議決されました。

補正の主な理由は、明和町による公共施設整備事業用地の取得を行うためのものです。2 ページの平成24年度補正予算書をご覧ください。

2 ページの第 2 条 収益的収入及び支出では、収入第 1 款土地開発公社事業収益の補正予定額で 5 億 1,000万円の増額補正、内訳の第 1 項公有地取得事業収益も同額でございます。

支出、第 1 款土地開発事業原価の補正予定額で 5 億 1,000万円の増額補正、内訳の第 1 項土地取得事業原価も同額でございます。

次に、第 3 条資本的収入及び支出では、収入第 1 款資本的収入の補正予定額で 5 億 1,000万円の増額補正、内訳の第 2 項借入金も同額となります。

支出、第 1 款資本的支出の補正予定額で 5 億 1,000万円の増額補正、内訳といたしまして、第 1 項土地取得費で同額となります。

4 ページ、平成24年度変更事業計画、5 ページ、平成24年度予定損益計算書の説明につきましては省略させていただきますので、よろしく願います。

これで、多気東部土地開発公社の報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第 4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第 5 一般質問を行います。

一般質問は、4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、子供達の未来のための1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

6番 綿民和子議員

○6番（綿民 和子） おはようございます。

議長に登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、「子供達の未来のために」と題し、一般質問させていただきます。

現在、小中学校等でのいじめ問題、そしてその結果としての自殺問題が全国各地で表面化し、毎日テレビや新聞等で報道されています。原因は、友人関係のトラブル、成績不振、暴力、集団での無視など、さまざまな要因が考えられますが、おそらくそれらが幾重に重なり、結果的に耐えがたい孤独、苦痛からの回避、あるいは強烈なまでの相手への憎しみからの死の抗議など、深く思い詰めたうえでの最終行為に至ったのであろうと推測されます。

どの時代にもいじめはあったのですが、現在ではいじめに限らず、学級崩壊、不登校児の増加など、一昔前の学校とはかなり状況が異なっているように感じています。そこで、教育長にいじめに対して4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですが、各小中学校でのいじめの実情は把握されていますでしょうか。その実情がわかりましたら教えてください。

○議長（北岡 泰） 綿民和子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（西岡 恵三） おはようございます。

綿民議員のほうから、いじめの問題についての質問をいただきました。皆様もよくご存じと思いますが、昨年、滋賀県大津市での中学生の自殺がいじめによるものとしてとらえられ、その後の教育委員会とか学校への対応の不適から全国的な問題へと発展していきました。マスコミなどで知るところによれば、全国から寄せられる教育委員会、学校への批判、不信はとどまるところを知らない様相を呈しています。

また、最近では札幌におきましても中学生の自殺というのがございました。保護者の皆さんや、町民の皆さんから我が子は大丈夫か、我が学校は、我が町はと、不安、不満をお持ちいただいたことに対しまして、大変ご心配をかけていることを深く反省しているところでございます。

子どもの自殺など決してあってはならないことです。死に至る子どもの心や、我が子の死を受け入れられない親の心境を思うと、改めてこの問題への間断ない取り組みが必要なことを痛切に感じるところでございます。

さて、明和町の実情はどうかというご質問でございますが、毎月学校から報告を受けております。児童生徒の問題行動等の状況を把握するため、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を毎日実施し、報告を受けているところでございます。その6月報告において、残念なことにですが、中学校から2件のいじめの報告がなされました。皆さんにもお知らせをいたしたところでございますが、いずれもクラブにおける問題として発生をしております。1件は男子生徒のクラブ活動においてで、上級生による下級生へのいじめ、特定の下級生に対して暴行がエスカレートしていった結果、当該下級生が体調不良等に病院で受診したところ、心理的なストレスが原因であるということが診断されました。いじめを受けていた事実がそのときに判明したということでございます。

もう1件は女子生徒の中で、同じくクラブに在籍する特定の生徒を5、6人の生徒がインターネット、ツイッターと言いますが、ミクシーという子どもたちが携帯電話でサイトする中でのやり取りの中で、誹謗中傷する内容を書き

んでいったというものでございます。2件とも事実確認をしたあと加害生徒が謝り、双方が生徒間での解決をいたしております。現在は、その子どもたちすべてが元気に登校し、学業に励んでいるということでございます。

また、小学校では日々小さな問題は起こっているようでございますが、この月例報告に該当するようないじめ問題は現在のところ報告をされておられません。これが現在の学校における状況でございます。

また、新たな問題として先ほど申しました中学生の女子のインターネットによるいじめ、メール配信等によるいじめの問題がありますが、最近は携帯電話を持つ生徒が増えてまいりまして、中学校によりますと、いろんなトラブルの一番もとになっているのがメールという配信だということです。これは子どもたちが各自家、家庭に帰りまして、寝ながらといいますか、メールを配信をしている。そして受ける側はといいますと、もうすぐに返信をしないと関係が悪化してしまうと、中にはお風呂にいる間もビニール袋に携帯を入れて入っていく、そしてメールが鳴るとすぐにそこで返信をしないと、自分達の中間の意識が薄れてしまうような、そういう状況の中で、今、いろんなトラブルの原因がそこにあるというところでございます。中学校におきまして、やはり保護者にこのことをしっかりと知らせながら、子どもたちにも知らせ、そしてそういうトラブル、携帯電話とかインターネットによるトラブルが、その仲間うちの問題となっていくような方向で指導をしているという、それが現状でございます。

やはり子どもに携帯電話を持たせるならば、やはりメールを親が見えるような状況の中で持たせてほしい。このことにつきましては、小学校校長会におきましても、やはり小学校のときからそういう正しい使い方というものの学習が必要であるということで、そのような形の啓発していくことを指示したところでございます。

以上が、今の現状でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民和子議員、再質問ございますか。

綿民和子議員。

○6番（綿民 和子） 残念ながら、明和町でもその2件のいじめがあったという
ことの報告をいただいた中で、携帯電話の指導をしていかないかんということ
なんです、何か非常にこの世の中携帯電話が大事とかと思いますが、子ども
たちにそれが必要なのかなと、色々考えさせられる場面もあります。

で、問題が発生した学校やクラスでは、校長や担任の先生方、人事評価が弊
害となって、いじめがあったことを報告しないこともあると聞いていますが、
我が町の学校にそうした問題はないでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） そういう県、何か人事評価が弊害となっているという
ことが、マスコミなどでも言われているんですが、実際そんなことがあっては
いけないことで、いじめを見つけて、いじめに対応できる、そういう教師ほど
評価されるべきものであると私は思ってますし、明和町ではそういうことは一
切考えていないし、ない。三重県でもないということ、昨日の県の教育長会
議の中でも確認してきたところでございます。

やはりいじめをなくすために、教師が一生懸命になって取り組む、その姿勢
ほど素晴らしい教師であるという評価が、我々の考え方でございますので、三
重県においては、そういう隠すとか、そういうことは一切考えておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 教育長の考えておりません、ないということだと思っ
てますが、それ教育長、ごめんなさい、もう一回断言できますか。断言できま
すか、ないということで断言できますか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） はい、断言できると思います。私自身はそういうふう

に確信をしておりますので。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） その強い、教育長の言葉に安心いたしました。

では、各学校でのいじめをどのような方法で発見して、どのような判断で、どのような措置をされていますでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） どのような方法で発見するということでございます。

先の2件の中学生の問題についても、これは学校で発見したわけではございません。今、県下でもこの間のいろんな情報がありますが、学校で発見できるのはいじめの中の2割ぐらいがほとんどで、あとの6割強は家族ということでございます。そのあとの2割はその他ということになるわけですが、この2件とも教育委員会へ通報をされました。クラブ内でのいじめの件、男子のほうは匿名の方が困っている人がおるやないかと、こういう状況で母親が大変こう悩んでみえるということを教育委員会へ報告が、通報がありました。直ちに学校のほうで事実関係を調査することというふうな指示をさせていただきました。そこから判明してきたということです。

それから、もう1件のほうは家族の母親が私のほうにこういうメールが配信をされて、全部印刷してみえて、それからそのことが発覚していったというような状況でございます。その発見はしたあとの対応についてどのように判断してというのは、一つそれは学校が責任を持って、その事実関係を調査していくことになります。具体的なその調査を、事実をつかまなければなりませんので、被害生徒、加害生徒に双方ともから事実関係を聴取し、情報を収集したあとで、その事実の積み上げをいたしまして、いじめの実態として判断しながら、双方にその事実を突き詰めながら、子どもたちの指導にあたっていくということでございます。

そして、その処置でございますけれども、1件は双方の親にも来ていただき、互い以外の状況を説明しながら、納得して子どもたちがそこで加害少年、加害者が被害生徒に対して謝っていくという中身で解決をみていくという方向で、今、推移をしています。そのあとのほうは子どもたちは、やはり罪を悔い改めて、しっかりした行動で、その後の学校生活をしていくということ、それから被害生徒も元気に登校できるようにと、あと学校のほうでは見守りをきちっと、何かの変化がないか、常に観察をしながら今に至っていくという方法で、解決の道を進めています。いろんな形でケアをしていっているということでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 学校ではきちっとした対応をしていただいているということ、家庭が一番大事だということを私もつくづく痛感しております。

では、2点目のことなんですが、学校及び教育機関ではでき得る対策はどのようなことでしょうか。例えば、教育現場ではスクールカウンセラーがいると聞いていますが、という働きをしてみえますか。また、8月31日の新聞に文部科学省はいじめ問題に対応するため、全国の小中高校や教育委員会に配置するスクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーを1,000人規模で増員する。自治体レベルで学校の裁量で、強めるという記事が掲載されていましたが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 新聞紙上で、来年度文科省はいじめ対策として200地域に専門家チームをつくったり、それからスクールカウンセラーを1,000人規模というよりも、もっと多く増員するという予算を立てられるようになります。今現在、明和町でもスクールカウンセラーの県の事業を2校、明和中学校、斎宮小学校は受けております。派遣をしていただいております。

明和中学校では毎週金曜日に7時間、斎宮小学校では月曜日を中心に4時間の活動をスクールカウンセラーの方、来ていただいてしております。人間関係で悩む児童生徒や子育てに悩む保護者が利用していただいているのですが、またときには教師がカウンセリングを受ける状況もあります。明和中学校は町として、町単として相談員1名、1日5時間で配置をしています。教室に入れず不登校気味になっている生徒の個別指導を行なっているわけです。1日平均5名程度に対応しているという報告も受けております。来年度スクールカウンセラーが増員された場合は、常駐できるようになっていただきたいなど、このように思っております。今現実、三重県下でスクールカウンセラーは105名しかいません。明和中学校、斎宮小学校に来ていただいている心理療法士の方も何校かを掛け持ってみえるという状況の中で、活動していただいておりますという状況でございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ありますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 当町にはスクールカウンセラーが常駐されていないということなんですが、では、いじめが発生したとき、そしてそのさまざまなそのケースに応じて、そのスクールカウンセラーとともに、先生方が適切な指導ができる体制はなっていますでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） どの学校においても、私が言っていますのは、先生一人ひとりが抱え込むなということを言います。何かあったら担任一人が抱え込んでしまうというような状況は、今のところありません。やはり中学校においても、その問題の発生と同時に、担当の教師、管理職、それから生活指導の担当教師、クラブの顧問、学級担任、学年担任が集まって、その問題の情報を共有しながら、生徒にあたっていくという状況がひとつできておる、でき上がっておるということです。

今、議員が心配されているその体制がないんかというふうにも、すぐさまその体制をとらないと問題解決にあたれないというのが現状だと思います。それからまた、それだけでは大変子どものケアという問題がありますと、スクールカウンセラーの要請ができるという形になっております。子どもの心的なケアを必要とする場合におきましては、養護教員も入っていますし、それからスクールカウンセラーの要請を県にしまして、派遣していただくという方法もあります。そういう体制については、しっかりとでき上がっているというふうに私は思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 先生一人で抱え込むには大きな問題だと、それは重々承知しております。先生たちもその仕事の量が多大であるがために、子どもたちと向き合える時間が少ないのではないかと、私の意見なんです、そういうことも考えられると思うんですが、先ほど教育長言われたように、学年担当全員で解決に向けて話す時間を持っておるといようなことをお聞かせ願ったと思うんですけども、いじめの中では多々隠れているといういじめがあると思うのですが、まず、先日私いじめについて一人の子どもから一度お話を聞いたとがあるんですが、この子どものいわく、いじめられている側はじっと耐えているしかない、いじめを止めるのを待つしかない、いつかはいじめのほうも諦めるやろ、やってもやってもその子が堪えるというか、知らん顔をしておるか、いじめられっ放しというか、そういうことなので、いつかはいじめのほうも諦めるやろと、先生にも相談はしない。何も助けてくれない。親にも心配をかけたくない。いじめられるほうにもプライドがあるんやというふうなこと、そういう子どもからの言葉をいただきました。

そういう子どもたちが心を開けるような環境づくりが、私は一番大切だと思います。子どもたちの中には深刻な問題を抱えている子、心がやさしく親に迷

惑をかけたくないと気づかひのできる子、プライドを持っている子、いじめによって人格破壊を起こしてしまい、隷従、すなわち強い者に従ってしまう状態のことなのですが、このような状態になってしまうと、人に発信ができなくなると思います。

そこで先日、伊賀市ではいじめ問題相談員を配置、住民 133人を任命という記事が新聞に載っていました。各学校へ5から3人を配置するとのこと、児童生徒や保護者には相談員の電話番号や住所を知らせ、いつでも相談できる体制をとり、相談内容を学校に報告するとのことです。明和町としてはこのような取り組みの考えはありませんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） いじめられている子どもたちの子どもの心理というのは、議員おっしゃったようにじっと堪える。そのことに対して従属的になっていく、何も発信できないような環境になってしまっているというのが多々あります。いじめられている側にとっては自分のプライド、いじめられているということがプライドを傷つけられているということになって、そのことを誰にも相談しない、親にも言わない、そういう状況に陥りやすいというのが現状でございます。

子どもたちのそういう現状に陥ってってしまうのは、一体何なのかということもあるんですけども、まるでコントロールではないんですけども、そこに入り込んだらなかなか抜けがたい。だからそのことについてはきめ細かな子どもとの接触やとか、そういうことで対応するのが一番肝要であると思うし、ちょっとした変化、子どもの変化、日常的な変化に気づいていける環境が一番大切だということです。

で、先程、伊賀市での取り組みでいじめ問題相談員というのがございますけれども、今、その子どもが議員おっしゃりましたような、まるでコントロールみたいに入り込んでいった子どもたちを救うには、それだけでは足りない。絶対言いませんので、それじゃなくて寄り添える家族、寄り添える教師、そうい

う寄り添える友だち関係をしっかりと築いていって行くのが、大切な問題かと思っております。今、伊賀市がいじめ相談員をとっているのですが、子どもたちの中には、いじめ110番とか、電話で気軽に相談できるサイトが、県下でも10箇所ぐらいあるんで、その辺についての子どもへの啓発は十分させていただいております。中には中学校から法務局の人権相談のところへメールを配信した子どもがおりまして、そんなこと。それから文科省のいじめ110番への通報相談もされております。ただ、ひとつ言わなければならないことは、議員さん方も子どもからいろんなことを聞かれると思うんですけども、いじめられているけどもじっと我慢しなければならないんだという、その状況で一番いじめで怖いのは、そういプライドを持った子どもたちが悩んでしまって、死に至るということが一番怖い。だから、そのことを情報が発信、来る情報が得られましたら、必ずその子を説得して、また説得しないまでも、その命にかかわる問題であれば、学校に必ず私は言います。いうことを子どもに伝えなければならないというふうに思います。

で、子どもたちは小学校のころにCAPという講義、工作ですか、それを4年生のときに皆受けていて、やはり子どもから嫌なことがあったら嫌やと言おうというような指導もさせていただいておりますので、今いじめ問題の相談員じゃなくて、そういう子どもたちが嫌なことが嫌やと言える環境づくりというのが、一番大切だというふうには思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 教育長より、寄り添える家族、寄り添える友だちをつくっていく必要が大切だということをお話をいただきました。私としても子どもたちが誰でもいいからとにかく相談して、早急に心の痛みを他人の人に、大人の方に発信できる体制をいち早く早急につくっていただきたいと思います。

3番なんですけど、いじめの問題に対して先ほども言いましたが、心を開ける

ような環境づくりが大切です。家族の信頼関係、きずなが一番大切なことだと思います。そのために町全体で子どもたちが過ごしやすい環境づくりへの取り組みが必要なのではないのでしょうか。市町は親の子育ての講座やカウンセリングの機会を設け、家庭教育を支援する考えはありませんか。また、あわせて地域教育力を高めるための一つの例として、公民館活動等を通して、大人、子どもを問わず、誰もが一緒に取り組める社会教育を支援してはどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 現在もいろんな事業を行なっております。で、各小中学校ではP T Aを中心にですね、毎年、子ども子育て、人権福祉、いろんなテーマで講演会を実施しております。そのための費用についても町のほうの教育委員会からの支援をしているところでございます。

また、議員言われるように、やはり家族の信頼関係、きずなを大切にする環境づくりが一番大切だろうということでございます。今、いろんな形でマスコミ等もいじめが起こって、その対応のことばかりが今、言われているんですけども、現在は未然防止というのが主流になっていかなければいけないというふうに、考えることが大切だというふうに思っています。いじめを許さない学校、学級づくりということを学校のほうでは、教育では考えております。

そのために、やはり一番重要なことになってくるのは、いじめは人間として絶対許されないものであると、いじめられている子どもを必ず大人は守るんだという、強い決意というものを子どもに示さないといけないということから、そのような形の啓発も行なっていくというようなことでございます。

一番、未然防止の重要性というものをこれからはしっかりとしながら、良いことは良い、悪いことは悪いと、当たり前のことを当たり前で怒ったっていく、その学校教育本来の活動が今求められて、それがいじめ防止の未然防止に役立っていくということを徹底して、学校教育の現場では言っていきたいというふうに思っております。

また、公民館活動とかいろんな形で子どもの環境づくりをしていってはどう

かというお話でございます。公民館活動の中にも子どもが入ってきてはいけないというような場合はなく、囲碁教室やとか、ギター教室やとか、そういう中にも入ってます。夏休み冬休みを利用した子ども講座もつくっております。また、すべての教育委員会だけじゃなくて、すべてこの間は農業親子体験事業で、作物を自分らの手でつくって、そして食べていこうという食育を含めた事業も行なっています。いろんな課と連携しながら、子どもたちの環境整備に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） それでは教育長、4番目最後の質問なんですが、教育長から子どもたちに伝えたいメッセージはありますか。

○議長（北岡 泰） 綿民議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） メッセージというのは、いろんな形で伝えてあります。子どもたちにも親にも、県の教育長、委員長が子どもたちにメッセージを7月の20日に緊急アピールを出したところでございます。私は別な方向で考えたいと思いますのは、いつも私自身も言ってきたことですけども、子どもたちに勇気を持てと言いたいです。いじめられたら嫌だ、ノー、止めて、そんなことを言える強い勇気を持っていただきたい。

それからもう一つ、いじめている側には、ごめんという謝れる勇気を持ってほしい。それから見ている傍観者、知っていながら何にも言えない子に、そんなこと止めておけて言える、そういう勇気を子どもたちに持ってほしいなと思います。

また、学校の先生方には、その現場を見たら、そういうことはいけない、悪いことは悪いと言える、そういう勇気を持っていただきたい。大人の保護者の皆さんや大人の人にも、そんなこと止めておけという、そしてそれをやはり皆の前で言わないかんということを発信できる勇気を持っていただきたいな。そ

のことをお願いしたいなというふうに思っております。個人的なことでございます。私も常々教室の現場では、やはりそういう勇気がないと子どものいろいろなトラブルを、やはり対応できない。見逃せば見逃すほど子どもたちはエスカレートしていきます。それをどこで断ち切るかということ、やはりいけないことはいけません。良いことは良い。褒める。そういう勇気というものが、勇気といえますか、そういう信念というものがないと、やはりこの問題を大きく取り扱いつつながらやっていくためには、解決できない問題があると思います。

いろいろな経験の中で、私自身もそのいじめに対応したことがたくさんあります。ただ、解決できないいじめもあります。ただ、そのときに一番肝心になったのは、いじめられている子、弱い子にやはり寄り添っていく、徹底して寄り添っていくという姿勢が一番大事ななというふうに思っております。いじめを摘発することは大変エネルギーが要ります。解決に至るにはもっともっとエネルギーが要ります。子の問題だけの問題でなく、大人の問題にも発展しておりますので、そのための勇気をすべての人が持っていただきたいな、子どもにも、大人にも、先生にもそういうことをお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

綿民議員、再質問ございますか。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 勇気を持ってほしい。それは一番大切なことだと思います。寄り添っていく教育、こころの教育、それを徹底していただきたいと思っております。子どもは褒めて成長するもんだと、私はつくづく痛感しております。私からも未来を背負っていく子どもたちに伝えたいメッセージがあります。いじめにあたり困ったことがあったら、親に心配をかけるので言わないのではなく、一人でも多くの大人に伝えてほしいということ、私も3人の子を持つ親としてはいじめ問題で命を絶つということは堪えがたいものがあります。子どもたちは親にとっても明和町にとっても宝物です。保護者の皆様が安心して

預けられる学校づくりに向けて、学校、保護者、地域が一つになって、未来を担う子どもたちを守っていかなければいけないと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

11番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、明和町で暮らす人々の命と生活を守るための1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○11番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

明和町で暮らす人々の命と生活を守るために、このことに関しまして、今回は3つの方向から質問をしてみたいと思います。

まず1点目、外国人の住民登録に関して、今年の7月9日、日本に滞在する外国人を継続的に把握管理する新たな制度が始まりました。これは60年間続いた外国人登録法を廃止し、廃止することによっての大改革であります。国の住民基本台帳法や出入国管理法などの改正によりまして、地方自治体の外国人登録が廃止をされ、国内に中期滞在、長期滞在をする場合、これまでの外国人登録証に代わりまして、日本人と同じ住民基本台帳に登録をされ、住民票が作成されることということになりました。

まず最初にお伺いをします。先だって資料としていただきました外国人登録国籍別人員調査票と、外国人登録在留資格別年齢別男女別人員調査票と、このようなデータがあったのですが、今年の2月末あたりのデータでしたが、これを見ますと、明和町内には176名の外国人の方がいらっしゃるということになっております。現在では時間が経っているので多少の変動はあると思うんですけども、この方々なんですけれども、7月9日以降現在に至るまでにきちんとスムーズに登録手続きの変更が行なわれていますか。まず最初にそれを

お聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊 ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 外国人の日本の国籍を有しない者についての適用除外している従来の住民基本台帳法の改正が7月9日に行なわれました。その趣旨につきましては、先ほど田邊議員さんのほうがおっしゃったとおりでございます。この結果、日本人と同様に外国人の住民についても住民票が作成をされ、日本人と外国人との住民票が世帯ごとに編成をされまして、7月9日以降、その明和町の場合も同法の適用をしているところでございます。

先ほど人員的なご質問がございましたが、明和町におきましては、この7月9日現在ですね、適用を受けるようになった外国人の住民につきましては157人ということに相成っております。この157人の皆さん方について住民票を作成をいただきました。その後の手続きにつきましても在留資格、あるいは期間の変更手続き、住所の移動の情報等々、本人と国との連絡におきましても、現在問題なくですね、スムーズに処理できているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終了しました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） 先ほどの町長の答弁いただきましたところ、157名の方が登録変更されたということなんですけれども、2月末現在での人数とでは、ちょっとかなり人数の開きがあると思うんですけれども、こういう部分も含めまして、在留資格なしと言われる方が2月のデータではゼロであったということなんですけれども、このゼロの人数、在留資格がないという方は明和町にはいらっしゃらないと、これは正確に把握されている数字なのかどうか、これをもう一度確認したいと思います。お答えください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 在留資格につきましては廃止された、いわゆる外国人登録法におきましては、たとえその在留資格がない外国人の方でも、在留資格なしという形ですね、登録が可能でありました。で、報告をさせていただいております資料でございますが、明和町におきましてですね、外国人登録法に登録をされたすべての外国人につきましては、いずれも何らかの資格を持っておりまして、当初から在留資格なしという資格で登録されていた外国人の方はゼロでございますので、改めてご報告申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） すべての方が何らかの資格を持っていらっしゃるということの報告を受けました。私が先ほどの質問をいたしましたのは、これまでの外国人登録はおっしゃられたとおり、非正規滞在であっても在留資格の有無にかかわらず外国人登録証明書が市町村から交付されていまして、たとえ非正規滞在であっても町がその人の管理を行ない、行政サービスが受けられるという環境であったのですが、この新しい制度では外国人の在留管理は国の管理下に置かれるということになり、市町村の判断で管理を行なうことができなくなるということになります。法務大臣から適法ではない在留資格なしとされた外国人住民を、住民基本台帳から削除するということになり、住民として等しく受けるべきである医療や教育、社会保障が受けられなくなってしまうという可能性が出てくるという、大変心配な問題点が指摘をされていることがあるからであります。

先日8月25日付けの新聞報道で、松阪市のケースが報道されておりますが、法改正により、やはり外国人住民の数に変動があったということが記されております。通知の意味がわからずに放置されて更新されていないケースや、通知

の受取人が不明で返却されるケース、連絡なしで転出されてしまっているケース、また先ほど言いました在留資格なしで滞在しているケースなどがあるようです。このことについてもう一度確認のためお伺いをしたいんですが、このようなケースに該当する外国人の方いらっしゃらない。また調査の不行届きで把握されていない外国人の方が町内に滞在されているということはない。大丈夫だということのを改めてもう一度確認をしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 明和町におきましては、国の定めた基準日でございます平成24年5月7日の時点で仮住民票というものを作成しまして、法の施行日でございます7月9日までに外国人住民に該当すると見込まれる方、164人に通知を送付をさせていただきました。で、返送された件数はゼロでございます。その後、転出等によりまして7人の減となりましたため、7月9日現在で157人となっております。明和町におきましては、繰り返しをさせていただきますが、他の自治体で問題になっているような、その通知が返送されてくるというケースがございませんでした。議員がご心配になられているようなケースが明和町ではありませんでしたことを、改めてご報告申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいまの報告を受けて安心をいたしました。先ほどのちょっと新聞報道の文書をそのまま読み上げてみます。松阪市のケースなんですけれども、「これまで市は在留資格がある人も切れた人も関係なく、登録された外国住民の情報を管理してきた。今回の法改正では在留期間が切れるなどした外国人の情報は管理しなくなる。そうした情報は入国管理局が把握しているため、市として対応する必要はないという。また行政サービスを受けることもできないため、市が接触する必要がなく問題はないという。」このような

新聞の記事になっておりました。今現在はそういうような方いらっしゃらないということですが、今後、明和町でこのようなケースの外国人の方がいらっしゃった場合、この新聞報道の考えのように、明和町としては対応する必要はないというお考えを持っていますか、この点だけお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 政府はですね、人道的見地から在留期間が過ぎているなどの不法滞在者にも行政サービスの必要性を認めておりますが、自治体ではこの改正の住民基本台帳が施行されてからはですね、それらの人を把握することが現実的には非常に困難な問題となってきております。

で、外国人登録法におきましてはビザがなく、在留資格がない方でも在留資格なしということで外国人登録ができ、住んでいる自治体で外国人住民として把握をされ、サービスを受けることが可能でありました。これは議員おっしゃられるとおりでございます。しかし、この改正住基法の施行後はですね、不法滞行者の場合、在留カードが発行されず、住民登録もできないことになります。で、在留資格の取得や更新の手続きというのは、本来本人が入国管理局において行なうべきものではありません。で、その手続きを行わず改正住民基本台帳法での適用の対象から外れ、また届出に来ることも見込めない外国人の在住、それから所在をですね、自治体が確認することは非常に困難なことが考えられます。現在、明和町ではそのような方は把握をしておりませんが、今後、町の立場としてですね、非常に実態のつかみにくい案件ではございますが、もし住民基本台帳に載らない外国人住民の方が助けを求めてですね、相談に来たり、また助けを求めている外国人の方がいるというふうな通報があった場合には、特別な窓口というのは町には設けてございませんが、最初に相談にあたった者が責任を持って対応し、関係部署がですね、互いに連携をしまして、相談者に対しまして相談に乗ってですね、事態の改善に努めていく考えでありますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） 実際、現実問題としてなかなかこのような方の管理は難しいと思います。ですが先ほどの答弁で、もしもそういう方がいらっしゃいましたら、町として責任を持って対応していくという答弁をいただきました。やはり私がこのような質問をさせていただいたのは、先ほどの答弁のお答えにもありましたように、日本で暮らすすべての人に対して、行政はサービスの情報提供をきちんと行ない、医療や教育や社会保障を受ける権利は等しく守られなければならないと、こういう思いがあるので、この質問をさせていただきました。

そういうところから、外国人の方が除外されるということはもう絶対にあってはならんことやと思っております。今回の法改正におきましては、正規滞在をされている外国住民の皆さんから見ましては、さまざまな部分で多くの簡素化や明確化などが進み、生活しやすくなったという面、これに対しては大いに評価をしております。ただ、非正規滞在の方にはとても厳しい、顔の見える対応がしにくくなったということは、先ほどの答弁からもしっかりと伺えました。例えば学齢期の子どもさんに対しての就学通知や予防接種の通知などができなくなったりすると、子どもさんの育ちに対しても心配な面が出てきております。今後も何らかの非正規滞在される外国人住民の方がいらっしゃいましたら、決して冷たい事務的な対応をされることなく、明和町としてきちんとした人間的な対応をしていただきたいと思います。

また、この制度改正におきましては、今まで以上に外国人に対する管理が強化される面もありまして、例えば外国人を受け入れる企業や学校などに細かい情報提供が求められる可能性など、人権を守るという観点からも不安な要素があります。私たち日本共産党はこのような心配な面のことを心配いたしまして、国会において質問を行なっております。それに対しまして総務省は、在留資格

を持たない人にも必要な行政サービスが受けられるよう、各省庁と都道府県知事に対して、入管法の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置にかかる各省庁への通知についてという通知を出しております。このことを踏まえまして、日本共産党明和支部は町長に対しまして、7月4日に申し入れを行っております。総務省通知の趣旨の徹底を求め、丁寧な対応をすることを求めるとともに、在留資格を有しない外国人に対しても必要な行政サービスを提供し、命や暮らしを保障することとこの1点と、困っている外国人住民のために相談窓口を開設すること、この2点の申し入れをしております。1点目の申し入れに対しましては、先ほどの答弁でもしっかりとお答えいただきましたので、人間的な対応をこれからもお願いしたいと思います。もう1点、困っている外国人のための相談窓口を開設することという申し入れに対しまして、今現在、そのような専用の窓口はないという答弁を先ほどもいただいたんですけれども、こういうことに対して先々開設するとか、そのようなお考えがないかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 担当課長が申しあげましたように、現在のところは特別な窓口というのは設けておりませんが、先ほどありましたように外国人の方が困ってお見えになればですね、当面人権、うちの担当課のほうでですね、そこを窓口として対応をしてみたいと、そのように思います。その状況に応じてですね、各部署がお互いに連絡を取り合いながら対応をしてみたいと、そのように思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。田邊議員、再質問ございますか。 田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 是非ともそのような窓口、しっかりと明確化をしていただいて、外国人の方にも周知を徹底していただくということを求めたいと思います。

それからもう1点、外国人に関しまして私が感じていましたのは、明和町内へその外国人の方に対する通訳の方が少し少ないのではないかということ、先日感じました。先日のスポ少でドイツの方がいらっしゃったときにも通訳の人がいないということで、うちで娘が少しドイツ語ができるということで駆り出されたという事実もあります。急遽駆り出されたという事実もあります。そういう部分において、日ごろから語学の堪能な人の登録とかそういうことをやったり、町のほうでそういう人員の養成というか、そういうことをこれから視野に入れていくという、そういうお考えはないか、最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 大変ですね、明和町に157人の方がお見えになりますが、中国の方が一番多くございます。それから韓国の方、そしてフィリピン、ミャンマーと、そういったような多くの国からですね、明和町へ来ていただいております。そのすべてにですね、なかなか対応するというのは難しゅうございますが、明和町に来ていただいている中国の方、あるいは韓国の方、そういった方々にはですね、日常生活的なごみの問題の案内のその本をつくったりとかですね、そういうことはやらせていただいております。

なかなかですね、すべての語学に達する職員をとすることは難しゅうございますけれども、なるべくですね、そういった方々に対応できるように、事業所のほうとも相談しながら対応してまいりたいと、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 明和町におかれましても、これからは国際化社会へ向けて海外交流など活発化していくと、そういう未来予想図もしっかりと描けていける時代になっておりますので、今後ともしっかりと対応をとっていた

だくことを強く求めまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、国民健康保険について質問を行ないます。6月議員の一般質問のときには、一部負担金の減免について制度化に向けて今年度中に検討するという、非常に前向きな答弁をいただきました。命や健康を守るために活動を続けている町内の皆さん方や他の市町の関係者の皆さんも、この答弁には大きな期待を込めて注目をしているところがございます。さすが明和町、やっぱりしっかりとこういうことに力を入れているんやなど、そのような感想をおっしゃられた方もいらっしゃいました。このような住民の皆さんの声にしっかりと応えるように、是非とも検討を重ねていただき、1日も早く制度化が実現することを、まずこの場で求めたいと思います。

さて、国民健康保険なのですが、私たち日本共産党や国保のことを考える団体は、かねてより払える保険料にということを求め、申し入れや一般質問を重ねてまいりました。全国的に国保のあり方、制度的なこと、財政的なものも含めて、見直しをしなくてはいけないという声も広がっております。私は改悪と考えております広域化の問題もございますが、今一度、国保とは何かという考え方の原点に戻り、命と健康と暮らしを守る国民健康保険という形を明和町にお考えいただきたい。そのような思いを持っております。

まずお伺いをします。国保料、明和町で国保税についてなんですけれども、2012年3月末の明和町の世帯数や、人口から見てみますと国保に加入されている世帯は、大まかに見て町民の約3分の1の方が国保に加入されていることがあります。歴史的誕生の経緯はほかに違う面もいろいろとございますが、もともと国保は農家や自営業者のためにつくられました。昔昭和40年代ごろは農林水産業者と自営業の加入が7割を超えており、景気も安定し、国からの支出も多く、それなりの安定した運営状況であった国保であります。今では非正規雇用や無職の人で7割近くを占めてしまうというのが、全国的に見た現状となっております。国の負担率もどんどんと減らされております。また、会社で社会保険に入っていた人も退職すれば国保に入ります。当然高齢者も増え、

病気にかかる人も増えます。医療費が高騰します。高齢化社会、景気の低迷による低所得者の急増や、国保加入者の中に弱者が多くなるという現実がございます。

昨年、アンケート調査を行なった資料があるのですが、明和町のモデルケースの国保料ということで出されているんですが、いくつかの例を示しますと、現役夫婦と子ども2人の家庭で世帯所得を300万円の家庭では、保険料が35万100円、世帯所得400万円では41万9,300円と、保険料が世帯所得の1割を超えているという形になっております。少ない収入、不安定な生活環境の中で保険料が所得の1割を超えるというのは、かなり厳しい状況なのではないでしょうか。このことに関しましては国会でも首相が所得の1割を超えるのは高いという発言もしております。保険料が家計を圧迫しているというケースが増えているということになります。また、医療機関での支払いが負担になるという理由で病院に行くことを控えていると、そんな話も耳に入っております。

お聞きをします。明和町として保険料、明和町保険税ですが、高いという認識は持っておられますか。また適正、適法に賦課をしても現実問題として生活に困り、滞納にまで至ってしまうほどの重い国民健康保険税になってしまっている。これを解消するために何らかの対策をとろうというお考えはございますか。この2点を、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国民健康保険税そのものが高いか安いかということですね、ひとえに医療費の増嵩がどうなのかというところの一点に限られるというふうに思います。明和町の場合はご案内のように、旧鳥羽松金剛団地地内にはですね、医療機関がたくさんございます。近くにあればですね、どうしても受診をしてしまうという、必然的に医療費が高くなってきているという、その裏返しとして、やはり負担をいただく保険税そのものはですね、高くなるというのが一般的なお話かなというふうには思っております。

しかしながら、22年度の県下の状況を見ますとですね、明和町の場合、

国民健康保険税 1人あたりは8万4,286円という数字に相成っております。県内の最高額が11万1,665円、最低は6万1,682円、平均的には9万4,472円という数字を22年度の決算ではいただいております。したがいまして、明和町の場合は8万4,286円という1人あたりの保険税の負担額でございますので、若ん中よりか低いかなというふうな思いでございます。それに含めてこれらを、重税感をですね、いかに解消していくかというお話だというふうに思います。所得者の皆さん方については2割、5割、7割の軽減措置もございますし、昨今、自発的失業のためのという、いわゆるリストラをされて急遽国保に加入されたという方々についてはですね、いわゆる前年度の所得でもって保険税が算定されるという、そして今、いわゆる失業保険しかないとかいう、そういったような場合に適用される保険税のその算定ですね、そういった部分での軽減もいるということでございます。

いずれにしても、先ほど指摘ございましたように、国からの財政的な支援もですね、非常に少ないということになってまいりました。今回はこの先般2,000億円でしたか、国保に投入するという、そういう国の方針も出されてはおりますけれども、日に日に国民健康保険財政は苦しくなっているというのが現状でございますので、したがいまして、我々として国からの助成というものについては、町村会通じてですね、さらに国のほうに上げていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終了しました。

田邊ひとみ議員、再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） 先ほど町長に答弁をいただきました。明和町は三重県下で平均以下であるということで、お答えになっておりますが、やはり所得の1割、こういうのは家計に圧迫している、もう本当に今の社会情勢、経済情勢の中ではかなり厳しいものになってきているんじゃないかと、そのようにも私たちが考えております。

そして、これまで私たち日本共産党は国保の積み立てられてきた基金を財源に保険料の引き下げの要求を行なってまいりました。明和町の国保財政ですが、1974年以降のデータを今年の春に入手いたしまして、私自身も近年10年分のデータ、個人的に作成をしまして、このような本が出ているんですけども、このような版行に専門に、参考に、このような研究されている人とともに、自分なりの分析を行なってまいりました。明和町の場合、この10年間、苦しい中でも非常に安定した国保運営が行なわれてきております。これは住民の皆様方の国保に対する大きな理解とともに、国保運営に携わってこられた関係各所の職員の皆様の多大なる努力の結果だと私は考えております。

ただ、収納率が高い点、良いことなのですが、過剰な反応があったのではないかと懸念もございます。これは後ほど述べさせていただきますが、明和町では資格証明書の発行は行なわないという、そのような姿勢や相談体制の充実など、これまでの数々の実績は高く評価できるものであると私は考えております。

そして先ほど言いました基金に関しましても、2009年までは順調に積み立てられておりましたが、2010年よりこの基金が財源のほうに投入されるということが始まっております。特に今年度は7,450万円の投入となっております。予算審議の際にもこのことは説明がされておりますが、このことに関しまして、改めてこの場でもう一度簡単に説明を求めたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国保の財政調整基金につきましては、今回またご審議いただきますが、平成23年度末での決算額は8,069万5,000円という形になっております。そしてご案内ありましたように、今年の当初予算で医療費の伸びによる財源不足を行なうために7,450万円を繰り入れる予算を計上させていただきました。これはですね、実は基金を今まで取り崩してきたと申しますのはですね、一つは実はその介護保険料の負担ですね、これは3年に一度の改正が実はございます。それと合わせて後期高齢者医療負担分、実はこれが2年に一度

のその改正があって、それぞれ今日まで引き上げられてきた経過がございます。国保のいわゆる保険料の見直しはですね、平成20年度に一度行いました。これは後期高齢者医療のその保険負担分をですね、支援分、それを算定しなければならない。どうしても財政調整基金で補えなかったということもございしてですね、引き上げをさせていただいて、そのときに見直しをさせていただきました。

しかしながら、先ほど言いました2つの負担金をですね、本来なら保険税にこう反映させてですね、引き上げをといるところを、基金の取り崩しで今まで賄ってきたというのが現状でございます。これがいつまでもですね、持ち堪えられんのかということ、非常に苦しい部分もあるわけでございますけれども、今回、平成23年度の決算では剰余金が1億4、5千万円多分出ているというふうに感じております。したがって、それからその分を引きますとですね、少しばかりまだ24年度は運営がスムーズに行くのかなと、しかし、25年、26年以降どういう形でというのは、もう一度改めて医療費の増嵩等々も含めてですね、見直しをかけ、なるべく引き上げないように対策を講じていかなければならんと、そのように感じているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 先ほど答弁いただきました。介護保険、また後期高齢者への保険料に上乘せ、保険料高騰を防ぐための投入だという説明でございました。これは私も担当課長にお伺いしましたら、県や国の指導で行なったのではなく、町独自の考えで行なったというような回答をいただいております。そういう点に関しましては私も高く評価をしております。もともと国保の基金というものが積み立てられていくということは、私たちの考えでは余分の保険料の徴収があったからと、そのような考えを持って基本的な考えを持っております。ですが、何か緊急の事態が発生したときのための予備というか、私たちの

家庭でも同じなんです、万が一の備えということでお金を残す、そういう考えの部分に対しては、私個人的には理解はできるという部分もある。そういうこともございますが、やはり厳しい社会情勢を考えますと、住民の皆さんにお返しをするべきだと、その思いで今までは基金の投入して保険料の引き下げをしてくださいという要求をしてまいりました。

これまでもインフルエンザの大流行があったときとか、人工透析の患者さんが急増したときのためという理由で、最低でも2カ月、3カ月分の給付費分は確保しておきたいという答弁をいただいております。確かに調べてみますと、インフルエンザが流行したときは給付費が上がっておりますし、人工透析の患者さんの急増という理由に対しましては、国保問題を研究している方々から、そんな実例が日本中どこにあるんか説明してほしいとまで言われた理由であったりするんではございますけれども、とりあえずは住民の皆さんへの負担増にならないための配慮であると解釈して、私はまいりました。今年度の金額の投入に対しましても、住民の皆さんへの負担増を回避するためということで、私も予算認定のときには、これについては賛成をしております。そして来年度へ向けての基金残高減っております。ですが、今年度は剰余金もあるということで、24年度は何とか財政運営がしていける、そういう部分もあるんですけども、住民の皆さんからは、これからの国保本当にこれで大丈夫なんやろかという声やはり上がってきております。もう何かがあったら保険料に反映するんじゃないか、そのような心配の声が上がってきております。私も実に心配しております。

ですけれども、今、国保問題を研究している皆さんを含め私も同じなのですが、この財調取り崩してまで住民の負担をなくしていこうという、その姿勢をみますと、明和町なかなか面白いことをやっているんじゃないかという思いで注目しております。いよいよこの国保、こういうものの実態をしっかりと把握して、何とかしなければいけない、国保とは本来社会福祉なんだ。頑張っては一般会計からの法定外繰り入れを行なって、住民の皆さんのためになる国保財

政をつくり上げていくんだ。払える国保料にして安心して暮らせる明和町を目指そうではないかと、このような考えを持っているのではないかと期待をしております。そのような部分も含めまして、一般財源での法定外繰り入れ、そのようなお考えはないか、答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問が終わりました。

これに対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 一般会計からの法定外の繰り入れということで、お話をいただいたわけではありますが、実はですね、国保会計の実質収支、平成22年、23年度ともにですね、約 5,000万円ほどの赤字となっております。これはですね、先ほど申し上げました国保における介護分ですね、介護分とそれから後期高齢者支援金分、これで合わせますと実は 7,200万円に、23年度決算ではですね、そういう状況に実はなっておるところです。

したがいまして、正直申し上げますと、この基金のほうもですね、もう残り少なくなってきたわけでありまして、そこの介護保険並びに後期高齢者分の負担をですね、どのように被保険者の皆さんにご負担いただくのかですね、これらについてはですね、やはり見直しをかける時期だというふうに、私は思っております。

したがいまして、その中でですね、保険税を値上げするのか、あるいは先ほど一般会計からの法定外繰り入れで支援すべきなのか、そこら辺のところをですね、また議論をしていかなければならないと、そのように思っておるところです。足りないから一般会計から投入という、そういう部分はですね、少しばかり今までこの国保のですね、趣旨に少しどうなんかなというような疑問が抱くわけでありまして、そこらのところについては十分慎重に見直した中で、対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 国保を含め介護保険、後期高齢者、この3点かなり大きな問題を抱えていることは私も十分承知しております。本当に見直しの時期だと思います。それに対しましても本当にきっちりとした検討、今後していただきたいと思っております。また、今年の4月に政府は国保の広域化に向けまして、2015年からの財政運営を都道府県単位化する国保法の改悪を成立させております。今まで自治体、各自治体が独自の人間的判断で行なってきた、先ほども言いました一般会計からの投入に対して厳しい国の指導など、これまでもあったのですが、より一層厳しい状況になるということも出てきております。しかし、一方で国保への一般会計からの繰り入れというものは、県別に差異はありますが、全体として増加していると傾向も出ております。これはやはり国が何と言おうと、私たちの暮らしを守るんだという大きな住民運動や、自治体の大きな采配がものをいっているのではないのでしょうかと考えております。

そして、先ほど言いました国保の広域化に対しましては、さまざまな問題を抱える各地の国保を皆で助け合おうみたいな、一見とても良いやり方に受け取られている部分もあるんですけども、今回の法改定の中身を見てみましても、例えば保険財政共同安定化事業や高額医療費共同事業では、財政力が弱い市町、市町村にとってはリスクを軽減できる制度なんですけれども、国保全体が先ほど町長も言われましたように、財政的に苦しい中での国保同士の助け合いというものには限界があると考えております。特に明和町のように、今まで健全に運営を頑張って努力をして運用してきたところが広域化をしてしまいますと、財政が厳しいところの肩代わりをしなくてはならなくなるという危険も出てまいります。もちろんこれは当然国保加入者へ反映して、保険税が上がってしまうということになります。また、保険者支援制度では低所得者に対する軽減措置に充てる費用の一部を、国、県、市町で負担するという制度をつくられているんですけども、もともとこれは全額国庫負担だった制度でありまして、これを自治体に肩代わりさせている部分に問題があると考えております。

そういう部分も含めまして、たくさん問題抱えている国保の広域化に対して

は、私は反対の考えを持っております。そして国保とはそもそも福祉という観点から生まれております。全国民の健康を願って生まれたものであり、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険であり、社会保障制度であります。日本が世界に誇れる皆保険制度を、これを一番下から支えるセーフネットが国保であります。ですから、先ほど町長は国保の趣旨に適ったものかどうか、一般財源の投入が適ったものかどうかというお答えをいただきましたが、市町村が独自に公費の繰り入れを行ない、住民の負担軽減を行なう努力をするということは、国保の制度の本旨に適ったものであり、たとえ今後新しい制度が施行されましても、国保の保険者は各自治体にありますので、一般会計の繰り入れや各種の独自の施策を継続すること、また新しく取り組むことは可能であるということ、ここに述べさせていただきたいと思っております。

これらを述べさせていただきまして、最後の3点をお聞きしたいと思っております。明和町のこれまでの働きを見させてもらっておりますけれども、住民の顔が見える対応を行なうための姿勢と努力の姿に触れるたび、明和町これからも本当に頑張ってくださいという願いにも似た気持ちを、いつも持って私おります。明和町におかれましても、国保財政運営にあたってさまざまな問題点を抱えている現状などはすでに十分把握され、先ほどのお話も伺いましたが、それに対応すべく数々の討議や方策等の議論をされているとは十分理解しております、これからの国保のあり方、国の動向や広域化問題を含めて、これからの健全な国保運営について、どのようなお考えで臨まれていくのか、最後にこれを1点。

それから先にも述べましたが、もともと国の負担が必要であるはずの国保に対する国庫負担の割合が下がってきていることに対し、これまでも色々と国に申し入れもされているようですが、国がもっと責任も持つべきであるということ、これを訴えて、国庫負担の引き上げを国に求めてくださいという、これが2点目。

社会保障、住民福祉に対する一層の強い思いを明和町としてしっかり抱えていただいて、今後の議論によって一般会計からの繰り入れや独自の施策を用いて、国保保険税の引き下げや軽減措置を新たに行なっていく、そういうことを

求めたいと思うんですけども、それらこの3点についてのお考えをお答えいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほどご指摘ありました国保の広域化、一本化につきましては、まだまだいろいろ賛否両論が実はございまして、それぞれ市町のほうでも検討を重ねているという、そういう状況でございますが、小規模な保険者を助けるため、あるいは国保の財政の平準化という形の中で、現在、制度として30万円を超える医療費についてはですね、県内保険者による、先ほどもご指摘のありました保険財政安定化事業という、再保険みたいな形で運用がされております。これが平成27年度以降はですね、一円の医療費からという形で拡大されるというふうにお聞きをしております。

これはですね、実はその後期高齢者医療みたいにですね、やはり一本化していこうという布石かなというふうな思いをしているところでございます。国保の後期高齢者医療が県下一本でやられるときにも色々と保険料の問題、あるいは横出し、上積みの問題だとかですね、色々議論がなされました。国保についてもですね、一本化、広域化していく段階ではですね、いろんな議論が出てこようかと思っております。その中でですね、やはりきちっとものを申すべきときはですね、もの申していきたいというふうに思います。

基本的にはですね、財政的なことを考えると広域化もやむを得ないのかなという、今、単純な考え方持っておりますが、先ほど申し上げました明和町の国保の実態をですね、もう一度見直す中でですね、どういう方向性を見出していたらええのか、さらに検討を加えていきたいというのが、1点目であります。

それから国庫負担の引き上げにつきましては、先ほども申し上げましたが、今回社会保障と税の一体化の中で2,000億円でしたか、国のほうが上積みをしていただきましたが、それでは実はその足りないわけでありますので、さらに町村会、全国町村会通じてですね、国のほうにも働きかけをしてまいりたいと、そのように思います。

それから一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、見直す中でですね、保険税に頼るのか、あるいはそういった形で、あまりにもその保険税の、例えば上げ幅がひどければですね、そのところは一般会計からの投入によって緩和措置をやっていくとかですね、そんないろんな方法が多分考えられるんだろうというふうに思いますので、そういった点でもう一度しかるべき時期にですね、見直しをかけていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。これはもうかなり大きな問題となっておりますので、今後とも明和町慎重に審議していただいて、本当に顔の見える対応と、こういうものをこれからも継続していただきたいと思います。

で、顔の見える対応ということなんですけれども、最後に1点。滞納者に対する対応についてお伺いをしたいと思います。事前の課長との話し合いの中でも出てきたことなんですけれども、近年、保険税支払いについての相談件数が増加している傾向にあるということでもございました。また、現に滞納世帯もあり、差押えという事例も出てきております。これは厚生労働省が出している国保の財政状況等についての資料でも見られますように、政府指導による滞納制裁に強化によりまして、全国的に差押え件数、金額ともに増加して、2006年と2010年で比較をいたしますと、倍増しているという結果とつながっていくものではないでしょうかと、私は考えております。

年金や給与などの生計費の差押えや、無慈悲な取り立てが全国で横行して、生活困窮者が餓死や自殺に追い込まれるという事件も続発いたしております。2011年国保など死亡事例調査報告事例一覧表という民医連の調査報告、こういうのがあるんですけれども、これを見てもみますと、三重県においても死亡の事

例報告が数件出てきております。悲しい事例を防ぐためにも、払いたくても払えない、そのような人に対して悪質という言葉だけでの徴収強化だけでは絶対に行かないように相談体制を整え、顔の見える対応をしていただくことを求めます。過酷な取り立てを続けていても、全国の収納率は国民皆保険スタート以来最低レベルに落ち込んだままであります。国保の問題はもっとほかのところにあると考えております。このことに関しまして答弁をいただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 国民健康保険制度の運営の中でですね、今、課題となっておりますのは、実はその国保の被保険者の高齢化という部分も実はございます。それに先ほど申し上げましたように、失業者が国保に流入してくるといふ、そういう状況。それからご案内のように、明和町の場合でも自営業、あるいは農業専従、漁業専従という方々、いわゆる国保の被保険者となられる方々の減少というのがですね、それぞれの、逆に言うと被保険者の皆さん方にこう跳ね返ってくるという、そんなような実は現状と課題がこうあからさまになってきているところでございます。

しかしながら、その保険税の安定的な確保というのは、これは私どもの宿命でございます。したがって、公平性やそういった問題からですね、やむを得ない部分も実はございますが、鬼になるというか、そういう部分もですね、無きにしても非ずでございますが、なるべくですね、そういった窮地に追い込めるような取り立てというのはですね、私も不本意ではありますので、なるべく理解を求めて、そして話し合いの中でですね、納税をしていただくという、そういう取り組みを進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

したがって、現在のですね、少しばかり滞納者に対する対応について、税務課長のほうから今の現状を報告をさせていただいて、そしてご理解いただけたらと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思いま

す。

○議長（北岡 泰） 答弁、税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） 滞納者に対する対応についてのご質問でございます。

本年度は税務課では明和町町税等収納対策方針というのを策定いたしました。この中でですね、担税力がありながら納付していただけない滞納者の方につきましては、徹底した滞納整理を行なう。そして、また新たな滞納者を増やさないために、早期の対応といたしまして、所期案件の年度内徴収強化ということを行なうことといたしました。そして再三の催告にもかかわらず、納税をいただけない誠意のない滞納者に対しましては財産調査を実施し、預貯金、債権、不動産といった財産や給与などの差押えなどの滞納処分を行うなど、厳正かつ公正な滞納処分を進めているところでございます。

しかしながら、議員もおっしゃって見えましたが、現下の厳しい社会経済状況の中にありまして、現実に納付が困難な方もお見えになります。納税相談の中でもですね、個々の生活状況等を十分聞いて把握させていただきながら、分割納付の提示するなどの対応をさせてもらっているところでございます。また、担税力が認められないという判断をいたしました場合には、関係法令の規定によりまして、滞納処分の執行停止などを行なうなど、適正に対応をさせてもらっているところでございます。厳しいながらも血の通った対応をさせてもらっております。

なお、給与の差押えについてでございますけれども、国税徴収法の規定により、給与等の差押え額の計算に基づきまして、家族の人数等も勘案のうえ、執行させてもらっているところでございます。そしてまた、納税しやすい環境をつくることもこれ大切なことでございますので、日曜開庁における町税等の納付や、毎月2回午後8時30分まで夜間の納税相談とか、収納のほうの窓口も開設をいたしておりますので、納税環境の整備にも努めているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 納税というのは私たちの義務であります。その人一人ひとりの能力に応じた納税、これはもう私たちが責任を持ってやらなければいけないことですので、そういう部分に対して適切な対応をとっていただきたいと思えます。また、特に国保に関しましては、この明和町の資格証明書の発行基準のところを見ますと、悪質とみなした者ということがあります。現在、明和町では資格証明書発行されていないということは、悪質と考えるような事例はない、そのように思っております。またそういう部分での明和町の顔を見える対応に対しましては、私高く評価をしておりますので、今後ともこういう部分、力を入れて継続していただきたいと思いますと考えております。

続きまして最後の質問、臨時職員の待遇についてお伺いしたいと思います。

最低賃金の2012年度引き上げ額について、中央最低賃金審議会は7月25日に、全国平均で7円の引き上げを目安と決めました。震災の影響もあって昨年に続きましてアップ率は低くなっている傾向のようでございます。今年は中小企業の賃金上昇率が6月時点で、昨年比0.2%増と4年ぶりに上昇、景気指数も上向き傾向で大幅引き上げのチャンスであったのですが、経営者側の経営への影響を警戒する声が大きかったために、昨年並という結果になったようでございます。

三重県は現在717円ですが、9月30日発効で724円が最低賃金となります。しかし、最低賃金を724円に引き上げたとしても、労働者の年収は平均して148万円程度と計算をされ、ワーキングプアラインと言われる200万円を大幅に下回ります。このような状況の中、全国の労働者の皆さんから、生活していけるだけの賃金を、意欲的な労働に見合う賃金をという声がたくさん上がってきております。政府も2020年までに全国平均1,000円という目標を掲げております。今、私は労働者の組合関係の人たちとともに、最低時給1,000円を目指した活動を行っております。やはり生活できる賃金を確保することは、今の社

会情勢の中で急務であると考えております。日々の仕事では汗をかいて精いっぱい生きる人たちの生活が安定しない。労働に見合う収入を得られない、そんな社会では今の日本の経済的危機はますます悪化していくのではないのでしょうか。

ここに、今年県内の各自治体の臨時職員さんの時給や待遇のデータをアンケート調査したものがございます。これを見てもみますと、三重県内市部、松阪市や伊勢市などの大きな市なんですが、市部では全体的に時給が低い傾向なのですが、町部、多気町や大台町などの町、明和町もなんですが、町の部分を見てもみますと、ほぼすべての町が時給 800円以上を達成しているという結果が出ております。その中で、明和町だけが時給 800円以上を実現できていないという、そういうことが明らかになってまいりました。これの研究をしている関係者各位、明和町どうしたんや、何としたんやって、そんな声が生まれております。私たちの掲げる目標は時給 1,000円以上であります。基本的にはこの金額を要求していきたいのですが、この金額は全国的にまだまだ厳しい数字なのかも知れません。ですから、今回目標を目指せ 800円以上と設定してみました。この数字は周辺自治体の数字を見ても全く無理な数字じゃないと思います。また、明和町の職員の非正規率、この私が持っておりますデータによりますと53.2%と非常に高い、非正規で働いている人の働きが明和町の行政を支えていると言っても、過言ではないのではないのでしょうかと思える数字だと思っております。

率直にお聞きをいたします。早急に明和町の臨時職員の時給を引き上げてください。目指せ 800円と申しましたが、1,000円を超える回答をいただいても構いません。そちらのほうを歓迎いたします。答弁を求めます。

○議長（北岡 泰） 田邊 ひとみ議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 田邊議員のほうから臨時職員の賃金引き上げのご質問をいただきました。私どもの臨時職員につきましては、大きく分けると、フルタイムの臨時職員さんと、それからパート、時間単位で来ていただいております臨時職員さんに分かれるわけがございますけれども、8月の1日現在で、フル

タイムで来ていただいております臨時さんが 118人、パートの臨時さんが98人お見えになりまして、合わせまして 216人の方が役場の業務遂行の一翼を担っていただいております、そういう認識でおります。

そして賃金につきましてでございますけれども、町で策定をいたしております賃金の基準によりまして、運用をさせていただいております。特に賃金の基準につきましては、技術を持っている職員であるとか、あるいは免許を持っている職員、あるいは危険性を伴う作業をしていただいている職員等々、時給単価がさまざまでございます。異なっております。また仕事の需要とそれから供給といった関係もですね、非常に時給の単価には影響をしております、私どもとしましては費用対効果等も考慮する中で、総合的な判断のもとで時給を決定をさせていただいておりますというのが実情でございます。

県下的に議員が申されました臨時職員の時給単価 800円上回る市町村が多いと、私どもも聞いておりまして、それぞれの市町におきましては仕事の内容や、それから市の財政面、これらを考えて単価が定められていると、そのように思っております。町としましては、今後、雇用の環境、あるいは情勢、こういったものが変化すればですね、賃金の見直しも当然必要ではないかと、そういうふうには思っております。現時点におきましては、町の実情等々ご理解をいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、現状のですね、賃金体系等々につきまして、詳細は総務課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは臨時職員さんの賃金体系につきまして、詳細を説明をさせていただきます。賃金体系におきましては職種がさまざまでございますので、時給に直しますと格差というのはどうしても生じてまいります。また、議員のご質問にありましたように最低賃金 717円、直近では 724円でございますが、要は最低賃金を下回らないように設定していくということを基本にして、具体的には設定しておりまして、事例を挙げますが、例えば保育士

でございますと、こちらのほうは給料月額、給料で払っております。16万 2,300円で、時給に換算しますと 1,026円でございます。それから給食調理師の場合ですと、時給が 774円、それから保健師でございますが、こちらですと時給は 1,700円まで上がります。また看護師さんも当然資格職でございますが、こちらは 1,300円、それから危険の伴うような道路作業員さんは 1,019円といったところでございます。それから日曜開庁の専門に出ていただく方につきましても、戸籍等に従事していただきますが、こちらのほうは 1,010円でございます。一般的に本庁の事務の補助の方は 748円というふうになっておりまして、このように職種によりまして、大きく時給単価が異なっているのが現状でございます。おそらく他の市町もそうであろうかというふうに思っております。

特に田邊議員ご指摘の時給 800円以下の臨時職員につきましては、このように事務の主に補助をされておるといふところであろうかと思えますけれども、現時点では雇用環境等々総合的に判断しまして、副町長が申しましたように、今後雇用の環境や情勢が変化すればですね、時給単価等の見直しについては必要ではないかなというふうには認識しております。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊 ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○11番（田邊 ひとみ） 社会情勢や雇用環境などの変化によっては見直しも可能であると言われましたが、もう現時点で今の社会情勢を見ると、やはり時給 800円、1,000円というものは必要な金額ではないかと考えております。やはり同じ職場で同じ労働していたら、やはり同じ賃金で、これは当たり前の考えであります。国際労働機関 I L O においても、労働の均等待遇の原則を明確にしております。これは日本ではまだ批准されていないことなんですけれども、ヨーロッパのほうの先進諸国ではすでにこの原則により、制度実態ともに進んでおります。日本は本当これ批准をしてやっていくべきだと考えております。政府の方針によりまして、規制緩和の進行、それによって非正規労働者は増え

続けました。また公務員では経費削減ということで人件費の削減、そういうものも叫ばれておりました。ですけれども、この今の社会情勢、かなり厳しい情勢ではあるんですけれども、これからは働く人の生活、働く人の労働の質、そういうものがしっかり問われていく時代になっていくのではないかと考えております。

ましてや2009年のデータを見ますと、ワーキングプアが全国で1,100万人に達成しております、労働者全体の24.5%、このような数字になってきております。もはや最低賃金で働くこの対象者は家計を補助する主婦のパートとか学生のアルバイトが主流とか、そういうものではなくなっている。生計を主にするそういう人間が非正規労働者になってきていると、そのような現状になってきております。こういう部分をしっかりと保護し守っていく、労働者を守っていくためにも、また消費生活の活性化によって、日本経済の再生をさせるためにも、そして働く人の暮らしを守っていく、もうこのことが一番大事なんですけれども、賃金の引き上げは大切なことだと考えておりますので、今後ともより慎重に検討していただいて、早急に対応をお願いしていきたいと思っております。現に、この役場で働く職員さん、色々お話をさせてもらっておりますと、やはり長年働いてきた自分たち、やっぱりその仕事に見合ったお金がほしいなと、そういう人間的な本音もございます。そういう部分もありますので、そういう声もしっかり聞いていただいて、検討していただきたいと思っております。

続きまして、このアンケート結果を見ても、労働条件の項目で、特に特別休暇等の付与状況などを見ましても、ほかの市町を見ても、これもご存じだと思いますけれども、色々な種類の休暇等が臨時職員に付与されているということがわかっております。労働者の待遇改善のためにも時給も含め、こちらのほうも改善を要求したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊 ひとみ議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 臨時職員さんの、いわゆる休暇等を含めた労働条件の充実でございますけれども、実は平成19年度に一度大きな見直しを実施して

おりまして、現在に至っております。現状を申し上げますと、フルタイムの臨時職員さんは年次休暇を1年で最大14日でございます。それから特別休暇といったしまして、夏季休暇が3日、忌引休暇3日ということで制度化しております。

また、本町の場合は通勤手当におきましても、2km以上から通勤距離に応じまして、職員と同じ通勤手当を支給をさせていただいております。また、当然のことではございますけれども社会保険制度、健康保険、年金、それから雇用保険制度、それから公務災害、労災等への加入もいたしております。さらに健康診断もですね、職員同様に受診をさせていただいております。休暇等の日数につきましては、若干少ない部分もございますけれども、先ほど賃金の面でもお答えしましたけれども、今後、雇用情勢等環境が変化すればですね、充実化に向けて一考を要するというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） 平成19年度の見直しでさまざまなそういう労働条件、待遇というものを改善されてきたということなんですけれども、まだまだこういう部分で不足の部分もあります。ほかの市町を見ておきますと、やはり色々な休暇、その他色々なもの出ておりますし、全国的に見てみますと、経験加算や年齢別最低賃金、時間外手当、退職金とか長期の継続雇用されている人に対しては固定給など、そのような考えで全国的に実施されているという事例もございます。そして臨時職員、全国的な声を聞いていますと、臨時職員というものの位置づけに関して、私たちがどう見ているんだ、物として見ていませんか、私たちは人間であり、物件費ではなく人件費なんだと、このような声が強くなってきております。これは全国の声です。こういう部分もしっかりと踏まえていただいて、明和町も今後こちらの部分もしっかりと検討していただきたいと思っております。

また、私考えておりますのは、この非正規雇用を当たり前としてしまった国のやり方、これが一番の問題だと考えております。特にこれからは臨時職員の待遇関係につきまして、広い範囲にわたって早急に改善されなければいけない問題もある。これは行政のほうもしっかり認識を持っていただいておりますもんで、私もまだまだ求めていきたいものはございますが、この問題に関しては私もまだ取り組み始めたばかりでございます。ですので、これから今回はこの2点に絞って質問をさせてもらいましたけれども、これから私もしっかりと学習をさせていただいて、また行政のほうの情報も聞かせていただき、機会あるごとに提案や相談、要求をさせていただきたいと考えております。このことは明和町の動き次第で、他の市町や日本全国に対して明和町が労働者を守る、そのお手本になってほしいと、そういう思いを込められておりますので、そういう期待に応えられるような明和町運営をやっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。明和町で暮らす私たちを含めて、すべての人の命と健康、生活は生存権、生きる権利として守られております。その権利が侵されたり、ないがしろにされたり、忘れられたり、そんなことがあってはいけません。豊かな生き方ができる明和町であり続けることを心より願っております。ありがとうございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊 ひとみ議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で15分まで。

(午前 11時 07分)

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 15分)

7番 田 辺 泰 宏 議 員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、田辺泰宏議員であります。

質問項目は、菊川鉄工所の跡地の利用とイオン明和の関連について、補助金団体についての2点であります。

田辺泰宏議員、登壇願います。

○7番（田辺 泰宏） 議長から指名をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

菊川鉄工所の跡地につきましては、重々ご存じだと思いますが、これとイオン明和との関連につきまして、ただいまから説明とご質問をしたいというふうに思います。明和町の懸案でありました企業誘致の土地として、26年前に菊川鉄工所に売却をして、明和町民の大きな希望のもとに、両者が長年にわたって検討を重ねてきましたが、経済情勢、その他の事情もあり、企業側の進出計画の予定に合わなかったことでもあり、工場誘致の実現はできなかったが、町長はじめ色々な人の努力の結果、今回、菊川鉄工所のご好意によって、明和町の親もとに戻ってくることに決定をしたわけですが、明和町にとって最大の夢を描いてきた、この明和町の特等地である広大な土地を貴重な財産として、有効かつ迅速な活用が緊急の課題であると考えます。明和町の町財政の将来の展望

を開くための一番重要な財産を手に入れたことになったと、私は思います。

さて、イオン明和が開店してから11年になり、一定の販売実績が上がったので、ある有力な人の話では、そのうちに明和町の店舗を撤退することになるかも知れないと聞いておりますが、この話は全く考えられないことではありません。近くでは玉城ジャスコが10年で撤退をしています。このような大型商業施設の撤去に関することは、イオンの経営上の問題であり、地元の要望を入れてもらうことができないのが一般的であると思います。イオン明和が徹底されると、百貨店としての購買エリアを失うことになり、明和町は莫大な影響を受け、町民生活にダメージを受けることになると思います。

で、このことにつきましては、まだはっきり決定したことではないとか、そんなことは事前に連絡があるはずであるとか、明和町の要望を聞いてくれることは間違いないという甘い考えは、利益を追求する商売人の相手には通用しないと思います。近い将来、イオンの撤退後の町民生活に及ぼす影響を十分考えた町政をやっていく必要があると思いますが、町長としての将来展望を持っていると思いますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 田辺議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。まず、イオン明和店が撤退するのではないかというご質問をいただきました。そしてその将来展望をどのように考えているのかという、2つの点だというふうに思います。ご案内のように2001年、11年前にイオン明和店は中村の地域に開店をいたしました。現在ですね、日本のスーパー業界、これに属する企業というのは大体4つのグループに分かれるというふうに聞いております。その1つがイオン系統でございまして、イオン、ダイエー、マックスバリュ、そういった系統、いわゆるイオン系統、そしてイトーヨーカドー、あるいはヨークマ

ルベニなどのセブン&アイ系と言われる部分ですね。それからユニ、フジ、イズミヤなどのユニー系、そして中小スーパー連合のCGCグループ系、以上4つのようにこう分けられるというふうにお聞かせをいただいております。

その中でイオン系、三重県下でのイオン系はですね、実はお話を聞かさせていただきましたらイオンの桑名店、それから鈴鹿のベルシティ、それから明和のこの3店舗がですね、三重県の北部、中部、南部のいわゆるモール店型店舗としての拠点となっているということをお聞かせをいただきました。そして、ご案内のように明和店を取り囲むようにですね、松阪マーム、そしてイオンの伊勢店、これは楠部にございますけれども、それにマックスバリュー等々の店舗が、イオン明和店を中心に配置をされて営業を展開されてみえるということです。

で、大手小売業が店舗展開をする場合には、その地域を特定し、その特定地域内に集中した店舗展開を行なうことで、経営効率を高めるという地域内のシェアを拡大して、他の小売業者の優位に立つことをねらうドミナント戦略、そういった方式で経営展開がされているというふう聞いております。ご案内のように、特に三重県内はイオン系のシェアが高いということの中で、このイオン明和店は南三重のですね、唯一のモール店型として営業利益が高いというふうに言われております。

したがいまして、撤退というのがですね、現時点では全く考えられないというのが現状でございます。したがいまして、仮定の話としてのご質問につきましては、答えられないというのが現状でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

また、土地所有者とイオンの賃貸契約の部分につきましては、2001年から2031年までの30年契約になっております。そういったことも合わせますと、イオンの撤退というのは、ひょっとしたらというような仮定の話にしかならないというふうに理解をしているところです。

なお、ジャスコ玉城店のですね、閉店のお話を例に出されました。玉城店と

明和店とはですね、経営の形態が全く異なっております。玉城店は当時桑名市にある、ある事業者の方が経営をされておりました、そのフロアにジャスコが進出していたという経過でございます。その当時のジャスコの経営実態が悪いということで閉店したものではありません。店舗を持ってみえた事業者のほうの理由によって、ジャスコが撤退したというふうにお聞かせをいただいております。とりあえず明和町にございますイオンが撤退するのではないかと、それについてどうかというご質問には、そういったことは現在のところないというふうに理解をしております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺泰宏議員、再質問ございますか。

田辺泰宏議員。

○7番（田辺 泰宏） ただいま町長の将来展望といえますか、まず、その明和町のイオンの撤退はないというふうな確信のもとにですね、幾つも例を挙げられました。このような私は何事でもですね、ないということはありませんというふうな反論をさせていただきたいと思っております。で、ジャスコ明和につきましても、色々の情報が出ておること事態がですね、やはり将来そんなにですね、限りなく続くものではないというふうに、私は読みたいというふうに思います。

で、先ほど玉城ジャスコのことも言われました。これも私もあそこをよく利用したのでわかっておりますし、やはり近辺の玉城町でも、もっとあれを置いてほしいと、あのような百貨店を何としても地域に置いておいてほしいと、こういう要望もあったようですが、地域の要望よりも経済を優先とする一企業ですね、方針には地域が勝てなかったと、こういうふうに私は見ておるわけですが、明和町のイオンの場合もですね、おそらくや今4つのですね、三重県の重点的なイオンの店舗であるということは説明されてよくわかります。しかしですね、その店舗が実は商業のことは私は素人ではありますが、店舗がというのは、これは商売であります。その店舗がその地域によって流行らなく

なればですね、当然、撤退を余儀なくされると。

また、もう1つ例を挙げますと、四日市駅前の松坂屋がですね、ちょうど駅の裏側にあたりますか、松坂屋が絶対、当時22万人の四日市の人口で、絶対にこの店は反映するということで、松坂屋がですね、四日市の裏へ進出をしてみました。ところがですね、やはり四日市の人口は多いけれども購買力がとても小さかったので、四日市の松坂屋もわずか数年で撤退をしていきました。誰しも四日市でですね、松坂屋が数年で撤退するということは予想だにできなかったと思います。

このように考えますと、町長が言われましたイオングループの4つの柱、4つのうちの1つのイオン明和がですね、そのようなことはないという自信ありげなご発言でありました。このように私はですね、その自信は結構なんですけれども、この仮定と言いますか、今まで申し上げた玉城ジャスコ、それから松坂屋、こういうことをですね、仮定というふうにお考えならずにですね、こういうことが現に続いてきたと、それから伊勢のララパークにしましても、10年も経たないうちにですね、経営が行き詰まったと言いますか、そのためにですね、いわゆる伊勢市の商店街があそこへ入って、確か第三セクターのような経営に変わっております。

こういうことを考えるとですね、やはり明和町も近い将来、まだ今はイオン明和は元気ですけども、これにやはり将来無限にこれが続くわけがないということも考えて、このジャスコがなくなったときに、私が今から申し上げたいのはですね、今度のその菊川鉄工所の跡地なんですけど、この土地はですね、防災型の本庁舎を建てられるかもわかりませんが、公共用地として購入したものであると言われております。このイオン明和の将来を考えたと言うと、またそんなことはないというふうに言われますが、将来的にはですね、いつかは撤退されるかもわからないということを考えて、この貴重なですね、この広い菊川鉄工所の跡地を代替施設として、公共用地以外の明和町の行政の管轄下のもとに、明和町商業施設協会（仮称）のような民間の施設をつくり、余剰利益はですね、

町政に還元するような、今その申し上げた第三セクター方式によるような運営をして、町民にとって生活上欠かすことのできない食料品を中心とした集客型の商業施設をつくり、町民の雇用確保を目的とした明和町の生活環境保全施設用地として、高齢化に備えて町民バスをここを中心に、各地から買物が気楽にできるように活用すべきであると考えますが、これについて早いようでありませぬ。将来のことは考えられないと言われるかも知れませぬ。しかし、この貴重な土地をです、将来の明和町の希望の持てるような利用を考えるのも必要であるかと思ひます。ここで町長について、今の私の提案に対してご回答をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいまの田辺議員のご提案につきましては、田辺議員のお考えということで、受け止めさせていただきたいと思ひます。ただ、この菊川の用地につきましてはです、公共施設用地として取得したものでございまして、商業施設用地として転換をするということになればです、少し法的な問題がございまして、商業用地として使用するという点については、法的に認められておりませぬので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

しかし、町民バスのルート、これは当然です、公共施設用地、菊川のところが町の中心地でもあるわけでありませぬので、その点については、これは色々バスルート、そして住民の利便性を考えればです、当然、見直しは行なっていかなければならぬと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございませぬか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今のところ町長はです、急には公共用地として取得したわけですから、商業用地としては考えられないということでありませぬが、今のところ、そういうお考えでいいかと思ひますが、将来のことをです、私は先走って、こういうことではいけませぬかというふうに申し上げたわけなんで

す。

さて、次はですね、この菊川鉄工所跡地についての町民からの情報によりますと、役場と隣接の多気郡農協本店がですね、移転するという予定があり、その跡地を明和町が購入手続きをしている菊川鉄工所の跡地の一部と等価交換をしてほしいと、町長に申し込んでいる事実はですね、その話は聞きますが、どのようにその後、どのような話であったのか、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町民からの情報よるご質問ということでございますが、8月の2日に開催をさせていただきました全員協議会で、ご報告もさせていただきましたが、JAから文書による本店移転用地の協力依頼、それは確かにいただきました。そのことは議員の皆様へ報告をさせていただいたところでございます。

しかしながらですね、その後の、ご指摘ありましたような本店跡地を等価交換するとかですね、しないとか、そういったようなことの、その詳細な協議は一切行なっておりません。したがって、この定例会で補正予算でですね、ご提案申し上げておりますけども、用地の測量や調査の委託料、そういったものをですね、済ませたうえで再度ですね、いわゆる今後の、先ほど申し上げましたが公共施設用地としての土地の利用計画、それをですね、やはりきちっと立てて進めていきたいと、そのように考えております。

したがってですね、議会の皆さん方にも十分相談をさしあげながら、この土地活用について今後進めてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。いろんな噂が先走っているということは、私も承知をしておりますが、JAとそんな一切、今のところ詰めた話はしておりませんので、改めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 今の町長の回答によりまして、半分ぐらいは安心をいたしました。そのことの理由はですね、農協の土地は役場の隣にあり隣接しております。その裏にと言いますか、明和中学があります。非常に貴重な土地ではありますが、この土地をですね、私は購入するも、しないも別として、この土地の交換を菊川鉄工所の土地とやられるということについてですね、心配をしておるわけです。これをまずは、その農協が菊川鉄工所の重要な部分を、例えば希望、これは等価交換じゃなくてもですね、あの土地をお売りする代わりに、この菊川鉄工所のこのええところをほしいんだと、こういうことを言われてきたときにですよ、町長がそれまでもう今考えてみえるんだったらね、これはちょっと先走り過ぎであるというふうなことを言いたかったんです。これは今の回答ではですね、そういうことは絶対ないというふうに理解をしたいというふうに思います。

続いて、そこで菊川鉄工所の跡地につきましてはですね、例えば菊川鉄工所跡地利用検討委員会というような仮称のようなものをつくってですね、町民の菊川鉄工所跡地を有効に利用できるように、パブリックコメントをとったり、あるいは地区懇談会を開いて町民が納得できる利用方法を決めてもらうことが、この土地の有効利用の基本であると思います。これはですね、この土地は私は明和町の将来がかかった、利用方法によってはですね、明和町の将来町財政がもうかかった非常に貴重な土地であります。これを明和町が今後ともこの土地によって発展していけるように、十分ですね、考慮していただきたいというふうに思いますが、町長はですね、私の跡地利用検討委員会とか、あるいはパブリックコメントまでとってやってほしいという私の要望であります、町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども申し上げましたが、一応公共施設用地としてこの土地を取得しているわけでございます。周辺ですね、土地利用者とのその

協会の問題だとか、実際の高低差だとかですね、そういったものの測定の調査結果に基づいて、公共施設用地としての土地利用の考え方をですね、是非、まずは議員の皆さん方にお示しをさせていただいて、いろんなご意見を賜って基本的な部分を固めていきたいと、そのように思います。

その中でですね、町民の皆さんのパブリックコメントという形になるのかどうかは別としてですね、色々のご意見を聞くこともまた必要かなというふうには思いますが、ここの土地について特別にですね、検討委員会等々のその設置をしてですね、その中で議論ということには私はちょっとどうかなと思います。まずは議員の皆さん方がそれぞれ町民の代表として、この場にお座りをいただいておりますので、議会の中で十分にですね、その土地利用活用をまず考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） それはパブリックコメントでなくても、あるいは検討委員会でなくてもですね、いいと思いますが、やはり我々議会が検討させていただいて、その後やはり町民のですね、意見も聞いていただいて、皆がですね、やはり不平不満の残らないような、皆がこれやったらええなど、町の発展になるなど、そういう方向でこの貴重な土地を私は活用していただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

○議長（北岡 泰） お諮りします。昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

(午前 11時 45分)

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員。

○7番（田辺 泰宏） 午前中に続きまして質問をさせていただきますが、ちょうど2つに切れましたので、発表は一旦最後まで質問させていただいて、あとからまた回答なりをしていただきたいと思います。全部質問は読まさせていただきます。

補助金団体につきましてお尋ねを申し上げたいと思いますが、町民の色々な活動に対して補助金を出して町行政が手助けをして、健全で明るい町民活動を援助して推進していることは町の発展につながり、住みよいまちづくりにもなります。

さて、この補助金が有効に健全に使われ、町民にとって納得のいく補助金の使い道であるのか、ここらで検討する時期になってきたように思います。例えば以前からかなりの額の補助金を受けている団体が、最近ではあまり活動をしていないが、補助金だけは以前と同じだけ払われていると町民から聞いていますが、このような団体がほかにも幾つもあるかと思えます。このことについて町長は早急に調査して、仕分けをするつもりはありませんか。

2番目としまして、明和町補助金団体実績報告書提出していないが、毎年町

のかなりの補助金の支出があると思われる斎王まつり前夜祭当日の実績報告書と、明星地区の古道まつり、うにの郷クラブの実績報告書の提出がなく、収支決算の状況報告が一切公表されていません。独立した大きな事業であり、その事業の実績報告は当然できるはずであり、監査も受けている。この3つの事業の実績報告書を提出してください。副町長にお尋ねしたいと思いますが、今までの3つの補助事業団体の実績報告書がどうして提出されなかったのか、簡単にお答えください。

3つ目、明和町の補助金実績報告書が20団体あまりの活動実績による収支決算報告書が出され、関係者は受け取っています。しかし、大きな活動をしている斎王まつりは、以前は単独で実績報告書を提出していたが、数年前から観光協会か商工会への補助金の中に入れていたので、斎王まつりの単独での収支決算についての実績報告書は提出されていませんという、町の担当者の説明であります。それでは今までの実情から考えまして、斎王まつりにいくらの補助金を出してきましたかとお尋ねしましたら、年間約 800万円ぐらいではないかというふうに言われました。第二の斎王まつりと言われる明星地区の斎王古道まつりや、うにの郷クラブへの町の補助金は一切出していませんと、今までの補助金の担当責任者の副町長が言われましたが、言われるとおり本当に間違いありませんか。

今までの活動団体の地元の市町の補助金を受けた実績報告書を提出することで、県の補助金の認定を受けたことは聞いたことがありますが、地元での実績報告があり、明和町の補助金団体でない団体が県の補助金団体に応募するとき、明和町での活動実績を無視して認定されることは考えられません。明和町の地元から認められて町の補助金によって活動している実績報告書を提出して、初めて県は補助金の対象になるかどうかを審査して、それに合格して初めて県やその他の補助金団体に認定されるのが普通の方法であると考えますが、明和町の斎王まつりに比べてかなり見劣りはするが、第二の斎王まつりと言われる明星地区の最大の祭りである斎王古道まつりや、うにの郷クラブの町民活動に町

の補助金が一切出されていないのは、町行政の不公平な補助金行政であるといわざるを得ません。これでは町民は町の行政に対して大きな不信感を持ってきます。担当者の考えをお聞きしたいと思います。

次4番、昨年、10周年記念に明和町からかなりの額の補助金を受けて、明星地区の古道まつりが行なわれたようではありますが、この古道まつり実行委員会の役員メンバーの中に、明星地区から議会代表1人に北岡議長が入っています。議長が中立を守り、議会の指揮指導を主な仕事をしています。このような立場にある議長がこの古道まつりの議会代表になっています。また、会計責任者には現職の課長が就いています。事務的な取り扱いを有利にするためであると、疑惑を持たれる可能性があります。また古道まつり団体の会計報告にも疑惑が及んでくることになります。町が補助金団体であると認定している団体なら、このような人事配置で現職の課長はまだ認められますが、議長は立場上補助金を出していない団体だから、地区担当の議員としての議長でも良いということにはならないと思います。地区担当議員が議長であるために、余計に疑惑を持つことになると思います。副町長はこの団体の役員メンバーの中に、議長と現職の課長が入っていることを了解していますか。

これまで副町長は古道まつりの団体には一切町が補助金を出していません。町とは全く関係ありませんと、何度もしつこく言ってこられました。古道まつりの団体のある役員は、昨年の10周年記念に明和町からかなりの額の補助金を受け取って、祭りに使いましたと言っていますが、副町長はこの団体に一切の補助金を出していませんと断言されていますが、このことについて町民が納得できるように説明責任を果たせる回答をしてください。もし補助金を出しているなら、他の補助金団体と同じように実績報告書も提出できますか。

もう1つ、古道まつりに町の関係者が多数かかわり、備品や資材を提供し、あらゆる面でかかわっています。10周年記念事業として以前から宣伝されていたものであり、こんなときに町に特別補助金を要請して、町に支援してもらう話が出ていましたが、こんなときのための町の補助金行政であると考えますが、

従来からの町の方針を聞かせください。

このように町はこの団体に一切の補助金を出していないと言っているし、団体側はかなりの補助金を町から受け取って祭りをやったと、こういうことになりますと、疑惑がますます深まってくることになります。この疑惑の解明を今後町民は強く要求してくると思います。町の執行部として、これからどのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

6番目、町が補助金を一切出していないので、町は関係ないと言われる活動団体の重要な役員に、議長と現職の課長が就く必要があるのか、これも疑惑を深めることでありますが、どうしてこのような人材の配置を町として受け入れたのか、執行部にお尋ねいたします。

もう1つ、町の補助金を出しているが、提出帳簿以外のところで収支決算をしているので、町の関係の役職の人物を就けていますか。

もう1つは、古道まつりの担当議員については、話し合いで去年はM議員で、今年は私田辺が担当であった。ところがM議員から議長が古道まつりの担当議員になりたいというので、なるという電話で言ってきました。おかしい、納得できないと私は言っておきました。議長が古道まつりの担当議員になりたいと言ってきたことを、副町長は聞いていますか。このように町と関係のない活動団体の役員に、町の現職の課長や議長を配置する町の担当者の心構えを聞かせてください。

もう1つ、個人の意思でなったと、この役員に個人の意思でなったと言われても、行政上、この2人が役員になるのを辞めるべきであると思いますが、副町長の考えを聞かせてください。

以上の質問であります。最初から質問に答えていただき、また再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、まず、その補助金がですね、今まで最初からずっと支払われておりますが、町、その補助金団体の活動がほとんど活発でなくなった、あるいは停止状態にあるにもかかわらず、依然として補助金が使われているのではないかと、こういうことで早急にですね、この仕

分けをして、調査をしてほしいと思いますが、それに対してご回答をお願いします。以上。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） るるご質問をいただきましたが、多分に誤解の部分が多いように思いますので、その点も含めましてご答弁を申し上げておきたいと、そのように思います。

まず、各種団体の補助金につきましては、私ども地方自治法で、一応普通公共団体はその公益上必要な場合は、各種団体に対して補助できるというふうな規定がございます。その中でですね、多分、田辺議員もお持ちだと思いますが、明和町の補助金の交付規則及び明和町の補助金交付要綱、赤本でございますけれども、その中にきちっとですね、各種団体に補助金をする一つの考え方が示されております。そしてですね、先ほど来、実績報告がないじゃないかとおっしゃいますけれども、毎年、今回もですね、この補助をしております各種団体、26団体ちゃんと決算報告を議会の決算認定委員会のときにですね、ちゃんと付けておりますので、とくにご覧になっていただきたいと、そのように思います。

で、我々は予算編成時におきまして、その決算報告を見ながらですね、繰越金が多いとかですね、あるいはその補助金の目的が達せられているかどうか、そういったことをそれぞれ担当課含めてですね、色々議論し、翌年度の予算に反映をさせてもらっているというのが現実ですので、そういった点で誤解のないように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

その中で、仕分けのお話をいただきました。しかしながら、我々はですね、今回もそうですが、第5次の明和町の総合計画、それに伴う前期基本計画の施策の評価という形で、評価書をまとめたものをですね、今回、決算委員会の中でも資料として提出をさせていただきました。その中で議会の皆さんのですね、またご意見等々もお聞かせをいただきながら施策、あるいは各種団体のその活動のあり方についてもですね、ご意見をいただいて、そのうえで判断をさせていただきたいと、そのように思います。

ご指摘のその見直しの部分という部分についてはですね、それは常日ごろから費用対効果の問題等々も含めて、どれだけの効果が上がるかどうか、そういった点についてはですね、重々認識をしながら事にあたっていかなければならないと、そのように思っております。今回、施策評価の中に、そういった点も含めてですね、まとめてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから斎王まつりについては、また後ほど副町長のほうからも説明をさせていただきますけれども、ただ誤解のないように申し上げておきますが、古道まつり並びにですね、うにの郷への助成についてはですね、県から直接きている部分はあるかと思うんですけれども、町からは直接的に助成をしているということではございません。以前は確かにそういうふるさと創生基金を利用して交付してきた経過はありますけれども、途中でそれはいかなものかという形の中でですね、補助を打ち切っておりますので、そういった意味で現在は活動助成金は交付はしていません。

その中でですね、色々な今、ご質問等々をいただきましたが、残念ながらですね、私どもこれ責任を預かっているわけではありませんので、お答えできない部分のほうが多いかと思いますが、その点は悪しからずご了解をいただきたいと、そのように思います。その中でですね、会計責任者として町の課長が事にあたっているということですが、これは地域での活動というふうにとらえてですね、我々常日ごろから町の職員もですね、地域のいろんなさまざまな活動に参画をせよという、そういう指令というに変ですけども、指示をさせていただいております。その一環として課長がですね、会計の責任の職に就いているというふうに理解をしております。あくまでも我々役場の職員が地域での活動、その一躍を担っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

議会代表という形の中で、議長さんが役員に加わっているということですが、この町議会の中で古道まつりの代表ということで、皆さん方が選出したわけでは私はないというふうに理解をしております。議長さんにおかれまし

でもですね、あくまでも任意団体の古道まつりから依頼を受けて、役員の任にあたっているのではないかと、そのように理解をしております。この場ですね、町が了解をしたとか、そういうことではございませんので、その点はきちっとご理解をいただかないと、町がですね、古道まつりから要請を受けて、そして議長さんや、あるいは担当の職員をですね、出向、任務にあたらせていると、そういったことではございませんので、その点はきちっとわきまえてご発言をいただきたいと、そのように思います。

以下の点については、副町長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） ほとんど町長のほうでお答えをさせていただきましたので、私のほうから2、3点ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

齋王まつりの補助金につきましては、町のほうから直接補助をさせていただいておりませんので、観光協会のほうへ補助をさせていただいて、観光協会のほうが齋王まつりに補助をするといったような経過でございます。これにつきましては、過去に観光協会の育成等々を図る観点で、観光協会へ補助して、観光協会からそれぞれ齋王まつり等々の団体へ補助すると、こういう形をとってまいりましたので、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

それから、町からの補助金で、10周年記念の時に、町から補助金が出ましたよというふうなお話であるわけでございますけれども、町からの補助金については、古道まつりさんには直接的なものは、今までなかったというふうに思っています。それで、県から助成があって100%、トンネルみたいな状態のものは、過去にあったように聞いておりますし、そういうものもあったと聞いておりますけれども、10周年の時に町から、あるいは昨年の、町から補助金が出ておるといふようなことはございませんので、この昨年の決算書だと思うんですけども、これは自治会配付されてますけれども、これ収入みますと補助金は0と、こういうふうな形になっておりますので、町からですね、補助金を出しておりま

したら、これにも上げられますでしょうし、それから、決算書のほうも出して
いただかんらんですけども、現実問題、予算を組んでおりませんので、補助
金については出しておらないということでございます。

大体、町長が答えていただきましたので、私のほうから答えさせていただく
のは、その2点とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） 町長と副町長が答えていただきましたが、最初の町長のお
答えの中で、26団体の、全部の団体は決算報告書は出していると、こういう
ふうに言われましたが、これは私もいただいておりますが、全部それを見せて
いただきました、決算報告は。

ところが、これを私は今日は質問をしとるんじゃないしに、ここのその決算報
告書を出していない、例えば斎王まつりとか、先ほど申し上げました古道まつ
りとか、うにの郷にしても、やはり町から補助金が出ていないので、報告書が
出ていないと、こういう説明ですが、これが私は問題だと思うんです。という
ことは、出てないというけども、例えば斎王まつりは出ているわけです。ね。
ところが商工会とか、観光協会を通過してですね、そちらを通過して決算報告をや
つとると、だから出さなくてもいいということなんです、それじゃ、この26
団体は、そういうところを通したら、全然出さなくてもいいということになり
ます。商工会か観光協会にみな入るわけですから、これではいかんので、私は
今、質問しとる。

だから、観光協会を通さずに、今までと同じように、斎王まつりもやってい
ただきたいし、来年から出していただきたい。決算、この団体のもので、決算、
実績報告書、それから、それと同じように、26団体の見せていただきましたら、
補助金がわずか15万とか、本当のわずかな団体まで、この報告書を出してい
ただいてます。それは非常に結構なことやと思うんですが、果してですね、この

斎王・古道まつりなんです、ここにも言いましたように、明和町の職員の方も、あの日にですね、わざわざ休みの日かどうか知りませんが、何人も来ていただき、明和町のテントも貸してもらって、明和町の町職員はじめですね、地元の人がほとんどの人があの祭りには、関係あるといいますか、協力をしてやっております。その中に、これだけですね、地元が一生懸命頑張っていて、支援も要求してきたということは聞いてます。

にも関わらず、町の補助金の支援がまったくないというのは、これは町の補助金行政の欠陥であると思います。これについて、どういうお考えかお聞きしたい、副町長。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の再質問に対する答弁、どっち。

答えようがないですね、ちょっと休憩とりましょうか。すいません。

議事整理のため暫時、休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 暫時、休憩いたします。

（午後 1時 21分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、質疑を行います。

（午後 1時 34分）

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員。

○7番（田辺 泰宏） まず、1番目のですね、最初に、明和町に一応報告書が出ておるだけで、26団体の補助金団体があります。それは、今、町長言われたとおりですが、この団体が、もう20年も30年も前から続いている団体もあります。その中で、活動が、えらい失礼な言い方ではありますが、最近あまりもう活動がないにも関わらず、補助金が最初の頃と同じぐらい出ているかどうか。もし出ているんだったら、非常に費用対効果の面で、非常に失礼な言い方ですが、無駄やないかと思imasるので、この点をですね、調べていただいて、仕分けをしていただくつもりはありませんか、お尋ねします。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 26団体の活動状況をもっと精査をしてというご指摘だというふうに思います。また、ご指摘の点ですね、決算の特別委員会でも補助団体のその活動の決算報告が出ておりますので、また田辺議員のですね、ご意見を伺って、判断の一つの材料にしたいというふうに思いますので、決算特別委員会の中でまたお話を聞かせていただけたらと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） ありがとうございます。

その特別委員会で、また質問させていただきます。

続きまして、この斎王まつりであります、斎王まつりを何年か前は、単独の決算報告書をいただいておったと。そして、こういうふうに、26団体の中の一つとしてですね、報告されておったということをお聞きをしておりますが、何年か前から観光協会の中に入って、そして、会計報告されておると。これを私は、例えばその中身が不正をしとるとか、そういうことではないんですよ。ただ、独立した補助団体として、一人前の、その26団体と同じようにですね、実績報告書を出していただきたいと、こういうことを申し上げておるんです。それと、それが一つ。それについてお答え願えますか。

○議長（北岡 泰） 田辺泰宏議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 齋王まつりにつきましてはですね、実は平成11年に明和町の観光協会ができました。これは副町長のほうからの答弁も申しあげましたように、その時にですね、観光協会の大きなメインの事業ということで、齋王まつりを組み込んでいただきました。そしてですね、その決算の報告についてはですね、実は今まで単独で直接補助を、齋王まつりにしておったわけですが、それはいかなものかという議会の指摘もございまして、やはり観光協会の枠の中に入ったということであれば、観光協会を通じて、補助金も出し、決算もそういう形でやるのが妥当ではないかという、そういう指摘もいただきまして、今日のような形にあいっておりますので、その点よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、何べんも繰り返しますが、観光協会のほうには齋王まつりの事業の全てのものが報告をされ、その中で監査も、観光協会として、きちっと受けていただいて、それに基づいて町は全体として観光協会へ助成をさせていただいているという、そういう流れでございますので、その点は十分お汲み取りをいただきたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） そのような経緯はよくわかりますが、私が心配しているのはですね、このような大きな観光協会とか、商工会が、このいわゆる今の26団体、補助金団体をですね、どっかにまとめることができると思うんです。どっかに含まれます、商工会か観光協会か、そうしたら、この今、26団体という団体が、決算報告書を出していただいておりますが、これがこの齋王まつりのようにですね、観光協会の中を通してやれば、実績報告書はもう要らないということになります。他のこの団体が全部ですね、この観光協会か商工会へ入れてしまえばですね、この報告書はまったく必要ないです。こういうことになってき

たらね、せっかくのその補助金が、団体の中でのこうほかのやつと一緒にですね、報告されとったら、何に幾ら使われたのか、こんなとこへちょっと余分やないかとか、そういうことも、あるいは会計報告もまったく我々は知ることができませんので、その心配をしとるんです。全部観光協会か中へ、この補助金団体が入れられたら、我々は決算報告の見ようがない、中身がわからん。こういうことで質問してありますが、その点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田辺議員、議会の総意で、過去において、観光協会から支出をしましょうということになっておりますので、その前提を踏まえて、あなたは議会の議員ですから、基本的にもっと細かいことをお聞きになりたかったら、こういう一般質問の場ではなくって、決算委員会で聞いていただくほうが、細かくお話ができると思います。

○7番（田辺 泰宏） このことが今、私のこの質問に、一番大事なんです。それでお答えを願いたい。

○議長（北岡 泰） 仮定の話を超えされると困るんですけども、答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田辺議員は、全て一本化したらトンネルで隠れ蓑になるのではないかという、そういうご指摘だというふうに思うんですが、以前はですね、例えば観光協会の助成金についてもですね、商工会の中で運営をされていたという、私、記憶しております。

しかし、その観光協会の活動そのものが、だんだんと大きくなって、くればくるほどですね、そういうことが言われるわけですので、今回、独立をさせていただいたと。ただ、平成11年に独立をしておりましたと、その中で、斎王まつりそのものは、観光協会の中の事業の中の一つではないかと、当然、そういう形の中で、集約していくのが、妥当ではないかという議会の指摘があり、そういう形の中で、運営をしてきたというのが今日であります。

で、田辺議員のご指摘は、それをもう一回、外に出せということでございますけれども、それはまた、どのように、私どもの一存では、なかなかできかねるわけでありますので、観光協会の皆さん方とですね、十分に相談をさせてい

ただく中で、会計、特別にですね、そこの部分の報告をいただくなり、そういったような手だてをしたいというふうに思います。今ですね、また改めて斎王まつり実行委員会に対して、町が直接的に助成をしていく、各種団体に、そういうふうな形をやっていくということは、私は今は考えておりませんが、おっしゃるところの各種団体から、斎王まつりの決算報告をですね、合わせて出させていただき、そういうような形の中でね、処理をしていくということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田辺議員、再質問どうぞ。

○7番（田辺 泰宏） せっかく今、町長が回答していただきましたけども、私は、ちょっと聞いておりますのが、ちょっとだけ違うところがありますので、それはですね、観光協会のその決算報告をするのに、目玉がなかったのも、この斎王まつりをそこへ入れて、観光協会の目玉にしたいということで、このような観光協会の中で決算をするようになったと、こういうふうに聞いておりますか、違いますか、町長。

○議長（北岡 泰） 再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） それは大変な誤解だというふうに思います。

目玉がないから、それを観光協会の中へ取り入れたというような考え方はなしに、斎王まつりそのものは、明和町の大きな観光の一事業であると、その中で当然観光協会そのものが、その事業の運営をするというのが、これは当然の成り行きであるというふうに、その当時、議論がされたというふうに記憶しております。目玉がないから、その中に組み込んだというような、そういうお考えは、お捨てをいただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） これ以上、私は言いたくありませんが、この前ですね、

昨日、2、3日前に、副町長のお考えというか、意見を聞かさせていただいて、そのように言うたんですけど、ちょっと町長と副町長が話が通じてないと思いますので、これで止めます、これは。この質問はね。

次へいきます。それで、ここまできましたが、これだけですね、明星の斎王古道まつりが元気に、あるいはこれからも続いていけるように、我々はしたいと思いますので、ここです、今まで町の補助金が出てないために、我々はあの明星の古道まつりのために、寄附金をですね、集めに回った、新茶屋、幾ら集めてくれ、明星、幾ら集めてくれと、こういうことで集めて苦労しとる。はい、それを少しでも援助していただくために、やはり、明和町のこの町の補助金団体に入れてもらいたい。これでないと、ますます明和町のその斎王古道まつりがですね、廃れていくと思うんです。

これはやっぱり、ある程度、元気を出すためには、そのお金が必要です。例えば有名な方を呼んできて、あるいは漫才の方を呼んできて、元気をつけるとか、そういうことも祭りの大事な部分だと思います。そこで、町長にお願いなんです、ここに補助金を出していただくように、検討してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（北岡 泰） 田辺議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 古道まつりの活動の発端は、ご案内のように、ふるさと創生資金を活用して、この古道まつりが始められました。で、このふるさと創生基金のですね、資金の活用については、各地区でそれぞれ2,000万ずつだったと思うんですが、5地区に配分をされ、そして、その各地区で実行委員会、あるいはそういったものを立ち上げていただいて、それぞれ今までできております。

で、既に基金を使ってしまっているところ、そして、まだその基金の大事にしながら、年一回いろんなイベントを計画していただいている地区、そしてですね、下御糸の御糸フェスタみたいですね、それぞれ各家庭から少ない資金ではありますけれども、寄付を集め、そして子どもたち、地域の人たちと交流

を図っている、そういう地域もあります。

従って、古道まつりについても、地域の人たちが頑張っていて、これは我々地域の祭りであるということの中でですね、一生懸命頑張っていて、一生懸命頑張っているということでもあります。町としましてはですね、古道まつりだけに、じゃあといって助成をするわけにはまいりません。従いまして、このふるさと創生資金の最終を見届けた上でですね、新たにその地域での活動がどうしていくのかですね、それは新たに考えていかなければならないのかなというふうな思いはしております。

しかし、この場でですね、ふるさと古道まつりに、いろんな助成をするということは、差し控えたいと、そのように思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田辺議員。

○7番（田辺 泰宏） もう時間がないので、まとめてしたいんですが、ふるさと創生資金ですが、これは私も、その明星地区のちょっと役員をやっておりましたので、わかりますが、明星地区はもう全部使い果たしました。その中で、我々は苦しい古道まつりをやっているわけですから、その点も考えていただいたら、やはりこの際、町がですね、補助金を出していただくのが、筋合いいではないかというふうに思います。

続きまして、もう時間がないので、最後に、町民に対して、今後、町の執行部は補助金団体や、あるいは補助金をもらっていない民間団体に対する補助金の取り扱いで、疑惑を持たれないような施策を考えていただくことを要望して、これで私の質問を終わりたいと思います。以上です、終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、田辺泰宏議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

2時まで。

（午後 1時 50分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時 00分）

13番 江 京子 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「明和町の防災意識について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○13番（江 京子） よろしく申し上げます。

通告に従いまして、1点質問させていただきます。

明和町の防災意識についてです。

一つ目に、東日本大震災以降の明和町の意識の変化について、お尋ねします。
昨年3月11日に発生した東日本大震災は、世界中の人々に驚異をあたえ、改めて自然の前での人間の弱さを感じた出来事でした。全てにおいて、想定外といった言葉が飛び交い、今まで築き上げてきた防災計画も見直さなくてはいけな

い事態に陥りました。

8月29日に、国の二つの有識者会議では、南海トラフ地震、最悪被害想定を公表しました。それによると、最悪クラスでは、東日本大震災の1.8倍の1,015平方キロが津波の浸水。国が2003年に出した想定13倍にも及ぶ32万3,000人が死亡、中部電力浜岡原発も水に浸かるといったものでした。明和町においては中央防災会議による新たな被害想定が発表され、それによると南海トラフ大地震、マグニチュード9.1 想定時の津波は、地震発生55分で海面上昇が1m、その後、8mの津波が襲来するとされました。今回は、防波堤などの設備が機能した場合の想定で、浸水区域はかなり海岸線より後退したものになりました。しかし、あのスーパー堤防も破壊した津波を思う時、さらに現実的な対策が求められると思います。

今回の発表を受け、改めて住民の命を守るためにも、東日本大震災以降の町長の災害対策についての意識の変化について、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して、答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） 江議員の東日本大震災以降の明和町の防災対策の意識の変化ということで、お尋ねをいただきました。

今まで、我々が経験した大きな地震と申しますと、平成7年の阪神淡路大震災、そして、新潟の中越地震、いずれも直下型の地震が主でございました。それらを想定して、現在の防災対策、震災対策については組まれてきたのが事実であります。その中で、昨年、東日本の大震災、これは議員もご承知のように津波ということで、全く今まで想像だにできなかった対策を、我々としても強いられるというか、早急に練っていかなければならないと、そのように思っておるところでございます。

今回、中央防災会議による南海トラフのその巨大地震に関する新たな想定被害が、8月の末日に発表されたわけでございますが、ご指摘のように三重県が

以前に出しました、浸水区域の想定区域の部分と、ほぼ変わりはないという、そういう状況でございますけども、今回のモデルのとらえ方としては、レベル1、いわゆる100年から150年の間に発生するであろうという、そういうものと、いわゆるレベル2、今回、発表された南海トラフの1000年かあるいは1万年単位で起こるような、そういった地震。どちらを主においてということでございますけども、我々としてはこのレベル1の100年から150年の発生頻度の高いもの、そこに焦点を合わせてですね、防災対策をやっていかなければならないと、そのように改めて感じているところでございます。

とにかく、まずこの100年から150年間の間で、間隔で発生して、大きな被害をもたらした、それらの地震の対応ということになってきますと、どうしても建物の耐震化、これはもう家具の転倒とか、転落防止とかですね、そういったところのですね、徹底した地震対策をまずきちっとやっておくべきであろうというふうに考えておりますし、各個人・個人、あるいは家庭においてもですね、今回の釜石の教訓ではございませんけれども、徹底した避難プランの作成をですね、プランだけではなしに、その推進も含めてやる必要があるというふうに思っております。

それから、もう1点はやはり短絡的なものではなしにですね、長期的な視野に立った防災教育、あるいは釜石のようにですね、一つの文化としての防災対策づくり、そういった取り組みをですね、改めて強化していく必要があると、そのようにこの震災以降ですね、考え方を改めてきたというか、見直してきたつもりでおります。

そういった意味でですね、もっともっとやっていかなければならないことは、たくさんあるわけでありますが、今、そういったものを含めて、町としても、この南海トラフの巨大地震に関する新たな被害想定も含めてですね、対策を練り直している、そういった段階でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江京子議員、再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） お答えいただきました。

災害に対しての減災対策に、もっともっと力を入れてほしいと思うところで、東日本の震災では、多くの消防団員が殉職されました。津波がくるかもしれない海岸に向かっての任務中の団員がほとんどであったと聞いています。日頃、住民の安心・安全を守る仕事であれ、命を落としてしまってはいけません。明和町では、消防団員のこのような任務の見直しはされたのでしょうか、お聞かせください。

また、全国的にも消防団員の不足が懸念されています。以前は20代の団員が40%を占めていたと聞いていますが、現在は40才代以上の団員の割合が多くなっていると聞いています。明和町においての現状をお聞かせください。

また、東日本大震災直後から、もっといってくれたら良かったのにと言われている女性消防団員の人数についてもお答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 東日本大震災において殉職された、約 2,500名の消防団員、あるいは水防団員の皆様には、改めてご冥福をお祈り申し上げたいと、そのように思います。

私どもも、この震災を受けてですね、去年は水防警備にあたる消防車の搭載車8台に、ライフジャケット37着を配置するというような事の中で、団員の安全確保には努めてきておるところでございますが、詳細につきましては、そういった取り組みも含めて課長のほうから、答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

先ほど、津波避難時における消防団員の任務見直しということで、ご質問いただいたところでございます。明和町でも、先ほど申しましたとおり、町長が

申しましたとおり、ライフジャケット等の装備によりましての安全確保も図っておるところでございますが、大本の水防法の見直しは、平成23年12月に一部改正が行われておりまして、都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事するものの安全の確保を図られるよう配慮されたものでなければならないといった規定が加えられたところがございます。そのことによりまして、従来の洪水、高潮の水防警報では、氾濫注意水位、あるいは避難判断水位等の基準の水位・潮位が、事前に設定されており、各水位により準備、出動等の水防警報の発表をし、水防活動を行ってまいりましたが、今回から津波に関する水防警報につきましては、気象庁の津波警報の発表または解除により、県または国が水防警報の発表を行うこととなりまして、津波警報が発表された場合は、消防団員は待機といった形で、現場にはでないという安全を確保するといった形に変わってまいりました。

また、津波警報、津波注意報が解除された場合に、出動となりまして、消防団員を出動させ、河川、海岸堤防及び津波防護施設等の巡視を行い、水防上、危険である場所があった場合には報告をするといった形に変わってきております。また、町内におきまして、三重県知事が津波に関する水防警報を発する河川及び区域につきましては、祓川・大堀川・笹笛川の3河川と、伊勢湾沿岸の川尻から大淀・乙の区域までとなっております。

次に、消防団員、水防団員といった形の中で、消防団員の年齢別の割合のご質問がございました。24年4月1日、明和町の消防団の実員数でございます。215名でございます。年齢別の割合につきましては、20歳代が52人、24.2%でございます。それと、30歳代が117人で、54.4%。40歳代が37人、17.2%。50歳代が8人、3.7%。60歳代がお1人で0.5%といった状況で、明和町の消防団といたしましては、20代、30代が比較的多い、若い構成となっております。

また、女性消防団員につきましては、ご質問もいただいております。明和町の消防団の条例定数につきましては、225人でございます。現在、条例では男2

09人、女16人と、女性16人となっております。今年度の実員数では、実員数につきましては、男が 208名でございましてですね、男性のほうでは一人の欠員が出ております。また、女性が16名のところ7名といったことで、すいません。女性が条例定数が16名となっておりますが、女性が7名でございますので、欠員といたしましては、9名の欠員となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江京子議員、再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 消防団の方たちの命を守るために、法改正をしていただいたということで、少し安心いたしました。

また、女性団員については、かなり不足になっていると思いますので、今後募集の手だてをしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今回、世界中からも注目されている釜石の奇跡について、お聞きします。6月に行われた群馬大学、片田敏孝教授による防災講演会、「想定外を生き抜く力」には、今までにない多くの人の参加がありました。その中で語られた避難3原則。1. 想定にとられるな。2. その状況下において最善を尽くせ。3. 率先、避難者たれ。現実には、釜石の子どもたちが、この原則を守り自分の命、そして多くの命を救いました。この3原則は、多くの危機管理にも活かせると思いますが、今後の町の防災教育には、どのように生かしていくのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 私のほうから学校教育における、その防災教育について、お答えをいたします。

6月に行われました群馬大学、片田教授による防災講演会は、会場が大淀小学校、下御糸小学校にさせていただきました。当該学校の5年生・6年生、多くの教職員が参加して聞かせていただきました。

議員が申されましたように、教授の講演は非常に参考になりましたし、いわ

ゆる避難3原則も一人ひとりの心の中にも、深く印象付けられたというふうに思っております。各学校では現在、学校の安全計画を作成し、安全教育の取り組みの中で、避難訓練等を定期的に行っているところでございます。

防災教育ということでもございますけども、いろんな教科の中で、防災教育は必要だというかたち、片田教授が提唱されています防災教育が、全ての教科の中で行われていくというふうな、参考資料もたくさんございまして、それを利用しながら、各学校とも防災教育をどう計画的に行っていくかということで、いま現在、取り組んでいるところでございます。

これから、いつ起こるかわからないという中身でありますので、県から防災ノートというのが配付されておりますので、この防災ノートを活用した学習に、現在は取り組んでおります。その中には、やはり、この避難3原則も含まれてございまして、このことについて、十分教育をしていこうというふうに考えております。まず、片田教授の言われるように、子どもを変えなければ、大人が変わらないということも、随分と言われました。そのことも含めまして、子どもに徹底的な考え方をしていこうというような意気込みで、いま現在、これからの防災教育の計画を練っているというのが現状でございます。

子どもを育てることにより、大人の意識を変えていくということも、大変大事なことだと思っておりますので、活かしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 私も片田教授のお話を聞きながら、本当に子どもの力って、すごいなと思いました。それとともに、その子どもを信頼する大人の姿勢というのが、とても大切なんだというのを感じた講演会でした。明和町でも、これを生かして、これからも進んでいってほしいと思います。

自分の命は自分で守るって、今まで人任せのような防災のことではいけない

と思います。まずは知識、正しいことを知ることで、デマや噂に振り回されな
い。次に備え、日頃の準備、家族で、みんなで話し合っておく。家族での防災
ミニ会議なども必要ではないかと思います。その中でも、やはり災害時、率先
して動ける人材を、多く育成していくというのも、一つの減災の方法だと思い
ます。今回、明和市民活動サポートセンターでは、多様な年齢層の地域の防災
リーダーを発掘すべく、動ける防災講座を開催する予定でいます。色々な年齢
層のリーダーをつくってこそ、今までに間違った防災知識も、固定観念も変え
ていけると思っております。防災イコール男性の仕事、専門職の仕事と思っ
ていった今までの考えではなく、地域全部にたくさんのリーダーをつくって、率
先して動ける人間をつくっていく、そんな取り組みが必要だと思います。

私自身、この間まで受講した地域リーダー養成講座、今あなたは何を
防災から考える新しいコミュニティづくりでも、わかりやすい講座で、防災・
減災について教わりました。自分勝手な、まあ大丈夫だろうと思っていた思い
も改めることができました。素早く動ける人材は、いろんな機関と連携して、
地域の力にもなると思います。明和町では、地域の住民を対象とした、リーダ
ー養成講座などは考えていないのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 女性ですね、こういった防災関係への参画については、
確かに明和町としても、今まで弱い部分が、実はございました。従って、今、
町の防災会議の委員の委嘱もですね、願いを実はしているところでございま
す。特に、女性の方に活躍いただけるのは、いわゆる例えば避難所の運営が始
まった時にですね、炊き出し、あるいは避難される方のお世話とかですね、そ
ういった方の中で、色々と活躍をしていただける場があるというふうに考えま
す。

従いまして、先ほどご指摘いただきましたように、いろんな機会を通じてで
すね、是非、女性の方にそういった防災のいろんな知識を得ていただいて、い
ざという時に、ご支援いただく、ご協力いただく、そういう取り組みをですね、

町としてもこれから取り組んでまいりたいと、そのように考えます。そのために、サポートセンターの皆さん方が、色々のご尽力をいただいておりますことにつきましては、改めて感謝を申し上げ、これからもご支援のほど、よろしくお願いを申し上げて、答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 答弁いただきましたが、私としては、その女性のそういう災害時の役割が、炊き出しや、そういう避難してきた人のお世話というのではなくって、国のほうも平成12年第3次男女共同参画の基本計画の発表の中の重点分野として、地域防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進を上げています。その中で、防災の企画・運営・発案の部分から、女性の委員を入れて、その中での防災会議にもってきてほしいというような国の方針が発表されたところなんです。

実際にいつ災害が起こるかわかりません。日中地域にいない人たちだけで、構成された組織は、その力の半分も発揮されないのではないかと思います。現在、防災会議や講演会の時に、役場の方たちの説明会の中に、防災時、災害時は、「自助・共助・公助」の公助は全然当てにならないんですよ。地域の力が一番。つまり役場や行政や消防をあてにしているはいけません。自分たちで何とかしてくださいということではないのでしょうか。

でも、普段、地域に居るのは誰なんですか。それはほとんどの地域が、高齢者と女性、子どもではないのでしょうか。それなのに、今、集めた防災の話しているメンバーは、あいかわらず日中地域にいない男性ばかりだと、私は思っています。

こんな中、東日本大震災の時でも、男性ばかりで会議で考えたマニュアルは、多くの問題点を生みました。本当はこんな支援が欲しかったというような本が、こういう女性のための防災ブックという形で出ています。この内容を読んでみ

ると、本当に声を出せなくて、黙ってしまっている人たちの支援が、とても遅れてしまった。避難所にせっかく命あって、避難してきた人たちの、たくさん亡くなっておるのが、やはり女性の高齢者であったと。我慢してしんどい思いを口に出せなかった。男性の方たちのリーダーにはとてもしゃべりにくかった、相談しにくかったというような問題点が、たくさん上がってきています。やはり、そういうきめ細かな部分を、女性のそういう動ける、本当にすぐ動ける人間が、そこにいたらなというふうに思ってしまうところです。例えば、うちの地域なんか、日頃から地域を知り尽くしているのは、やっぱり元気な高齢者の女性や女の方たちです。そういう方たちの能力を活用して、他の課題にも地域力を高めて、減災につなげていけたらと思います。元気なおばちゃんは、どこの地域にもいてくれます。防災計画の企画を長いスパンで考えた場合、減災、発生、救命・救出、復旧・復興を、一連のプロセスでとられたならば、やはり女性を含む様々な姿態の参画が、会議の中では必要だと思いますので、これからの計画の中に、半分とは言いませんが、3分の1ぐらいの女性の委員を入れていただけたらと思います。

次に、震災から考える新しいコミュニティづくりに、質問させていただきます。国では段々希薄になっていく地域力に危機感を抱いています。東日本の震災でも近隣のコミュニティが減災に大きな力を発揮しました。震災後の女性の辛さ、男性のしんどさを軽減するためにも、以前にあった井戸端会議が見直されています。また、どの地域にもあった祭りも、地域力アップの一つとして復活したところもあります。災害時、要援護者を多くの住民が知っておくことで、避難をスムーズに行われる流れにつながると思います。区長さんだけが要援護者の方たちの名簿を持って、知っているのでは、とっさの時には何の役にも立たないと思います。また、三重県には三重大学、「美し国おこし・三重さきもり倶楽部」といった組織があります。この組織は三重県の地域再生計画、安全・安心な防災まちづくり、美し国おこし三重、三重大学との連携で、自立・持続可能な災害に強いまちづくりと一体になって進めていっているものです。専

門的な知識と、行動にあふれたメンバーです。

また、明和町にも明和市民活動サポートセンターから育ったプラスワンといったチームもあります。こういったチームやいろんな知識を持ったメンバーも、防災の明和町の中にも活用して行ってほしいと思います。明和町では要援護者対策を進めるにあたり、どのように考えているのか、お聞かせください。

また、個人情報保護法が壁になり、置いてきぼりになる人が急増していると言われています。地域の盲点になる住民にいかに情報を発信するかは、どの地域においても頭を悩ましているところだと思います。そこで、新しいコミニティの場づくりは、その解決の一つにもつながるのではないかと考えています。今回、補正予算で長寿健康課から出された三重県地域支えあい体制づくり事業は、まさにその事業、それに当たるのではないかと考えております。

私の地域でも元気な老人クラブのメンバーが、その助成金を使い、家から出にくくなった高齢者の人たちを元気にしていこうという取り組みを始めます。その楽しい集まりの中で、防災の話も気楽に楽しくできるのではないかと考えています。

要援護者に進める明和町の今の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご指摘のように災害がですね、大きければ大きいほど、隣・近所による助け合いというのが必要になってこようと思います。そういう意味では自主防災活動が、もっともこれから必要になってくるのではないかなと、そのように思うところです。災害時の要援護者の支援についてはですね、以前、私もですね、中越地震で被災にあわれた方々の、特に新潟県と秋田県の取り組みをお聞きをさせていただいて、平成21年からですね、要援護者登録という形で進めさせてきていただいております。

町のほうで把握をしているのは、約 3,000人強でございますけれども、実際には登録は 1,000人に足るか足らないというようなところの中で、なかなか要援護者、支援を要する人の意識もですね、なかなかまだそこまではいっていな

いというのが現実かなと、そのように思っておるところでございますので、さらにですね、今回も新たにそういったPRをしながら、登録のほうの呼びかけをさせていただいているというのが現実でございます。

その登録情報によりまして、地図とリストを作成させていただいて、先ほどお話ありましたが、自治会長さん、あるいは民生委員さん、そして、いわゆる関係機関という形の中で、消防防災、警察とかですね、そういったところで、その情報を共有を今のところしているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

今後の進め方につきましてもですね、避難時のこの津波避難時の対応というのが、一番これから大きな課題になろうかなということで、今考えております。今年度から実施をしております地域防災懇談会、その中でですね、災害時のその要援護者の対応について、どんな支援ができるのかということについても、一定いろいろと話し合っていこうということで、今、進めておるところでございます。

従いまして、その地域防災懇談会の今の取り組みについてですね、課長のほうから今の状況を報告をさせていただきたいと、そのように思えますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 江議員から、新たな情報の発信とか、コミュニティーづくりとかといったご質問いただいたところでございます。それに合わせまして、要援護者の対策をどのように進めていくかといったことで、この対策の一つとしてですね、町長申しました地域防災懇談会、今年度から取り組んでおりますので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。

今回の懇談会につきましては、沿岸部の大淀・下御糸の両地区の住民と行政が協働して、津波避難について検討していくことによりまして、意識高揚と合意形成を図りながら、津波避難計画の策定を進めることが、実行性のある避難計画につながるものと考えて、実施をさせていただいております。

懇談会の構成メンバーにつきましては、各地区の自治会長、民生委員、消防団、小学校や幼稚園・保育所の関係者、防災ネットワークの委員、社会福祉協議会、防災企画課で構成しておりまして、地域の課題を客観的に指摘してもらう狙いから、三重大学の川口淳教授にも参加をお願いしているところでございます。

今年度の地域防災懇談会の活動内容といたしまして、避難訓練のほか、講演会、ワークショップ等を計画しておりまして、避難計画の検証では、課題点や改善方法を話し合い、津波避難計画につなげていきたいと考えております。それで、先ほどの講演会等につきましては、先にアンケートを各地区で実施させていただいております。大淀・下御糸それぞれの地域の特性に応じた結果が出てきておりますので、その結果に応じた講演会を各地区1回、それと全住民に呼びかけをいたしまして、ワークショップを各2回目ずつ開催していくこととしております。

それと、災害時の要援護者をどのように進めていくかといったことも、今回の大きなテーマであるわけでございますが、先ほど申しましたとおり、いろいろな関係者が寄ってきていただいておりますので、その帰属する組織の垣根を超えて連携していくことを考えております。民生委員・地域住民・消防団、こういったものですね、協力して災害時の要援護者や、あるいは幼稚園・保育所の園児・幼児に対する支援体制、こういった部分についてもですね、何とか支援体制が整えられることができるのではないかと、こういったことで、現在、話を進めてさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 防災懇談会を開いていただいているというお話でした。できれば、今、聞いている組織メンバーの中に、老人クラブも入れていただけた

らと思います。たくさん地域の情報を持ってみえる方たちなので、いろんな知恵を出していただけたらと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

防災に関するチラシやパンフレットは溢れていますが、なかなか手に持ってじっくり見ていただける物はないと思います。ある地域で、要援護者、地域住民全員のために、ちょっと変わった取り組みをしているところがありましたので、紹介させていただきます。

それは黄色の蛍光色の旗を全戸に配り、災害が起こった時、その家の家族が大丈夫な場合は、旗を玄関先に、誰にでもわかるように、しっかり固定するというものでした。そうすれば、全部の家を回らなくても、旗が出ていないところを重点的に訪ねていけば、スピーディに確認できるというようなことをしている地域が、久居の地域でありました。で、それってすごくいいなって思ったんですけど、たくさん的人数がその地域を回ることで、確認を取りながら、旗が出ていないところを、本部のほうに連絡し、また違う人間が複数でそのお家に訪問するようなことをやっているというようなお話をお聞きしました。

また最近、手にしたおもしろい物に、東北大学が発案した、こういった減災風呂敷というものを、この間、先週ちょっと手に入れてきました。この風呂敷は東日本大震災を経て、大事なものは日頃からの災害を意識し、災害を最小限に抑えることで、減災こそが大事、そんな減災の知識を詰め込んで、つくったのがこの風呂敷だそうです。

で、普段からこの風呂敷でしたら、持ち歩いたり、テーブルクロスとして使ったりして、普段からどういうことが必要、どういうことが現実にかかるというようなのが、いっぱいこの中に詰まっております。これは仙台の独特のもので作り上げてあるんですが、このものをテーブルクロスなんかにして、若い家族なんかを使うなかで、その家族が食事中に、その防災教育を子どもたちと親子でできるというようなおもしろいものでした。

で、この風呂敷には、人と人との絆を結び、心の絆を結ぶというような願いが込められているそうです。この風呂敷を私に託してくれた先生も、明和町に

は御糸木綿という、とても素敵な織物があると。それで、この風呂敷をつくったら、とってもええのになって言われました。値段は、これは防火用になっているので、一つ 3,000円もするんですが、たくさんチラシをつくってばらまいて読んでもらえないより、こういうものをちょっと高いけど、頑張っつけてもらって、そういう減災のほうに使えるらと思いますので、また後で町長これにお目通しをいただけたらと思っています。

次に、自主防災組織の現状と取り組みについてお聞きします。前回の一般質問でも自主防災組織について、お答えいただいていると思うんですが、今の自主防災組織、やはりその時にみえた役員さんたちが、その組織のメンバーになっているところが多いと思います。自主防災組織の倉庫の中を見させてもらいますと、たくさんいろんなものが詰まっていた。でも、実際その日中、災害が起こった時に、本当はその自主防災組織の中の、倉庫の中に入っているものが、住民の誰もが使えるようにしておくというのが、とても大切な地域力だと思います。でも、それは地域ごとで、かなり力というのが違うような感じ。私の知っている地域では、この自主防災倉庫の中に入っているものを、自分とこの小さな地域のイベントやお祭りや、例えばお寺のなんかのそういう行事があった時に、も使って、使い慣れておきましょうというのが原則なんですよというのは聞いたんですが、その地域は本当に春夏秋冬、いろんな行事の度にテントをたて、発電機を使い、焼きそばやそんなんを作って、地域の人に振る舞うという、こんなのがこの中に入っているんだよというのを、地域の人みんなが知っているというような状況になっていますが、今、自主防災組織、数は本当はかなり増えたと思います。でも、それを本当に活かしてやっているところが、どのくらいあるか。それに対して町はどんな指導をされているのかというのを、一度お聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私どもも平成23年からですが、本格的に自治会等に対して消防のそのいろんな機材等を、配付をさせていただいて、そして防災環境の

整備を整えていきたいと。現在のところでは、町全体では38%ぐらいの数字となっておりますが、できれば6割あるいはそれ以上にですね、引き上げていきたいと、そのように考えているところです。

既にですね、そういうふうな防災の倉庫、それから機材を配置をさせていただいたところについて、江議員が今おっしゃっていただいたような形の中で、普段からやはり使わないと、いざという時に、どんな使い方するんだろうというような思いをされてみえる自治会の皆さんもございまして、できる限り今ご披露いただきましたような形の中で、使っていただいても結構かというふうに思いますし、それぞれ日常的な訓練の中でですね、やはり、その機械の取り扱い、特に女性の方で発電機だとかですね、そういったものの取り扱いをやはり習っていただいて、いざという時に備えていただけたらと、そのように思うところです。

我々としましては、町のほうで、広域消防の明和署のほうにですね、防災訓練センターというのがございます。また、消防団の皆さん方にもですね、そういった機械の取り扱い、救急救命も含めてですが、そういった部分をお願いをしておりますので、防災訓練等々、そういった機会、あるいはその自治会のいろんなイベントの機会を通じてですね、訓練を重ねていただいて、自主防災のその組織の強化に努めていただけたらと、そのように考えておるところでございますので、町のほうもですね、機械だけ配置をしてということだけではなしに、常日頃からそういった取り組みを、今後も強めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 地域の力が、本当に一番大切だと思っています。やはり、日頃から常時、その地域の力をアップするためにも、ありふれた、今までやっているような防災訓練以外のちょっと変わったような、誰もがやっぱりね、防

災訓練という、女の人が引いてしまうというようなんがあって、なかなかそのポンプの扱いや、ホースの扱い、それが今やられている防災訓練のほとんどなんですけど、出られる方は少ないような感じです。

でも、実際、火事が起こったり、そんな時でも、この間、以前、うちの地域で火事が起こった時も、バケツリレーとか、そういう原始的な訓練も、やはりその中に取り入れていってもらおうとか、子どもでも楽しく、じゃあ僕らもいってみようかというような防災教室なんかも開いていただけると、誰もの力がアップするというふうになると思いますので、これから明和町のその災害、減災に対しての取り組みに、もっともっと力を入れてほしいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

散会の告知

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 45分）